

第61回 定時株主総会 招集ご通知

2021年4月1日▶2022年3月31日

開催日時

2022年6月27日（月曜日）午前10時

開催場所

埼玉県さいたま市中央区新都心2番地2

ホテルブリランテ武蔵野

2階 エメラルド

議案

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役（監査等委員である者を除く。）2名選任の件

第3号議案 取締役（監査等委員である者及び社外取締役を除く。）
に対する報酬としてストックオプション（新株予約権）
を付与する件

株主の皆様へのお知らせ

- ・新型コロナウイルス感染症の感染が広がっております。本株主総会会場におきましては、係員のマスク着用やアルコール消毒液の設置など、感染予防措置を講じてまいります。
 - ・本株主総会にご出席される株主さまは、開催日当日の状況やご自身の体調をお確かめのうえ、ご来場賜りますようお願い申し上げます。
 - ・一昨々年から、株主総会にご出席の株主さまへのお土産を取り止めさせていただいております。
- 何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。



目次

第61回定時株主総会招集ご通知	1
議決権行使についてのご案内	4
株主総会参考書類	6
（提供書類）	
事業報告	18
連結計算書類	38
監査報告	41
計算書類	44
監査報告	47

株式会社エンプラス

証券コード：6961

証券コード 6961
2022年6月3日

株 主 各 位

埼玉県川口市並木二丁目30番1号

株式会社エンプラス

代表取締役社長 横田大輔

第61回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第61回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご案内申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ですが後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2ページから5ページのご案内に従って、2022年6月24日（金曜日）午後5時までに議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時	2022年6月27日（月曜日）午前10時
2. 場 所	埼玉県さいたま市中央区新都心2番地2 ホテルブリランテ武蔵野 2階 エメラルド ・末尾の「第61回定時株主総会会場 ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。 ・新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大の影響により、予定していた会場を使用できない可能性が高くなった場合は、あらためてご案内を当社ウェブサイト（3ページをご参照ください）に掲載させていただきます。

<p>3. 目的事項</p>	<p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 第61期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第61期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 <p>決議事項</p> <p>第1号議案 定款一部変更の件</p> <p>第2号議案 取締役（監査等委員である者を除く。）2名選任の件</p> <p>第3号議案 取締役（監査等委員である者及び社外取締役を除く。）に対する報酬としてストックオプション（新株予約権）を付与する件</p>
<p>4. 議決権の行使に関する事項</p>	<ol style="list-style-type: none"> (1) 議決権行使書により議決権を行使される際に、各議案に対し賛否の表示をされない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取扱います。 (2) インターネットにより議決権を行使された株主さまにつきましては、議決権行使書用紙をご返送いただいた場合でも、インターネットによる議決権行使を株主さまの意思表示として取扱います。 (3) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを株主さまの意思表示として取扱います。 (4) 議決権行使書は、2022年6月24日（金曜日）午後5時までに到着するようご返送ください。 (5) インターネットによる議決権行使は、2022年6月24日（金曜日）午後5時までに完了してください。 (6) 株主総会に株主さまご本人がご出席されない場合は、議決権を有する他の株主さま1名を代理人とすることができます。この場合、当社に対して代理権を証明する書面をご提出していただくことが必要になります。

5. インターネットによる開示等について

- (1) 招集通知に添付すべき書類のうち、以下の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知提供書類には記載していません。
- ① 業務の適正を確保する体制及び業務の適正を確保する体制の運用状況の概要
 - ② 会社の支配に関する基本方針
 - ③ 連結計算書類の連結注記表
 - ④ 計算書類の個別注記表
- なお、「業務の適正を確保する体制」、「業務の適正を確保する体制の運用状況の概要」及び「会社の支配に関する基本方針」は、監査等委員会が監査報告書を作成するに際して、事業報告の一部として、併せて監査を受けております。
- また、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」は、監査等委員会及び会計監査人が監査報告書を作成するに際して、連結計算書類及び計算書類の一部として、併せて監査を受けております。
- (2) 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
- (3) 決議結果につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト ▶▶▶ <https://www.enplas.co.jp>

以上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ですが同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

- ・新型コロナウイルス感染症の感染が広がっております。本株主総会会場におきましては、係員のマスク着用やアルコール消毒液の設置など、感染予防措置を講じてまいります。
- ・本株主総会にご出席される株主さまは、開催日当日の状況やご自身の体調をお確かめのうえ、ご来場賜りますようお願い申し上げます。
- ・一昨々年から、株主総会にご出席の株主さまへのお土産を取り止めさせていただいております。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。  
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。  
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



### 株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2022年6月27日(月曜日)  
午前10時  
(受付開始：午前9時30分)



### 書面(郵送)で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2022年6月24日(金曜日)  
午後5時到着分まで



### インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2022年6月24日(金曜日)  
午後5時入力完了分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 XX 個

株式会社エンプラス 御中

××××年 ×月×日

株式会社エンプラス

スマートフォン用  
議決権行使  
ウェブサイトを  
ログインQRコード  
で開く

同封の参考書類  
見本  
を参照ください

株式会社エンプラス

こちらに議案の賛否をご記入ください。

#### 第1・3号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

#### 第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

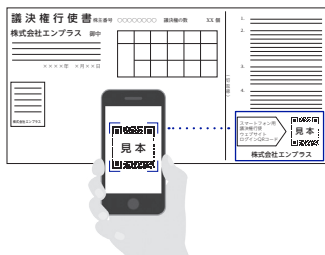
※議決権行使書用紙はイメージです。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

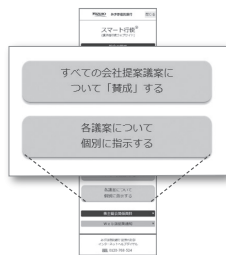
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

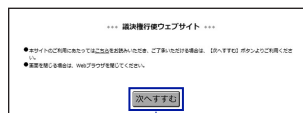
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

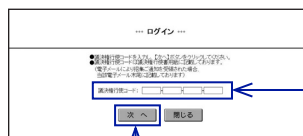
議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

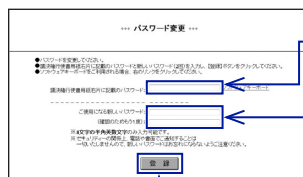
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル  
0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く 9:00~21:00)

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第17条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第17条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものいたします。

招集  
通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

監査報告

計算書類

監査報告

## 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示します。)

| 現 行 定 款                                                                                                                                    | 変 更 案                                                                                                                                                                                   |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1条～第16条 (条文省略)                                                                                                                            | 第1条～第16条 (現行どおり)                                                                                                                                                                        |
| <u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u>                                                                                                         | <削 除>                                                                                                                                                                                   |
| 第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、 <u>法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u> | <u>(電子提供措置等)</u><br>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、 <u>電子提供措置をとるものとする。</u><br>② 当社は、 <u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u> |
| <新 設>                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                         |
| 第18条～第37条 (条文省略)                                                                                                                           | 第18条～第37条 (現行どおり)                                                                                                                                                                       |



(下線部分は変更箇所を示します。)

| 現 行 定 款 | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <新 設>   | <p>(附則)</p> <p>1. <u>現行定款第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更案第17条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第17条はなお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p> |

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

監査報告

計算書類

監査報告

## 第2号議案 取締役（監査等委員である者を除く。）2名選任の件

取締役（監査等委員である者を除く。）全員（3名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である者を除く。）2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の決定に際しては、指名・報酬諮問委員会の答申を経ております。また、本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、異議はございませんでした。

取締役（監査等委員である者を除く。）候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名            | 現在の地位と役員在任年数   | 候補者属性 | 取締役会出席回数 |
|-------|---------------|----------------|-------|----------|
| 1     | よこ<br>横 田 大 輔 | 代表取締役社長<br>19年 | 再任    | 13/13 回  |
| 2     | ふじ<br>藤 田 慈 也 | 取締役<br>3年      | 再任    | 13/13 回  |

候補者  
番号1 よこ た だい すけ  
横田大輔

再任

生年月日：1967年11月4日（満54歳）

取締役会出席回数：13回／13回（100%）

| 所有する当社株式の数：1,351,417株

| 取締役在任年数：本定時株主総会終結の時をもって19年

**略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）**

1993年 8 月 当社入社

2000年 4 月 ENPLAS(U.S.A.), INC.代表取締役社長

2003年 6 月 当社取締役

2004年 4 月 当社取締役エンブラ事業部長

2006年 4 月 当社常務取締役事業本部長(兼)オプトプラン  
クス事業部長

2007年 4 月 当社常務取締役事業本部長

2008年 4 月 当社代表取締役社長に就任、現在に至る

**取締役候補者  
とした理由**

候補者は、代表取締役社長に就任以来、強いリーダーシップを発揮し当社グループの経営を担ってまいりました。

当社は、候補者のグローバルな実績と経営全般における豊富な見識及び経験を評価し、当社の持続的な成長と企業価値の向上の実現のため、引き続き当社の取締役として選任をお願いするものであります。

候補者  
番号

2 藤田 慈也

再任

生年月日：1972年12月24日（満49歳）

取締役会出席回数：13回／13回（100%）

所有する当社株式の数：5,700株

取締役在任年数：本定時株主総会終結の時をもって3年

#### 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

|          |                                     |          |                                      |
|----------|-------------------------------------|----------|--------------------------------------|
| 2003年 3月 | 当社入社                                | 2017年 4月 | 執行役員 経営企画管理本部 コーポレートセンター 部門長         |
| 2009年 4月 | ENPLAS(U.S.A.), INC. Vice President | 2019年 4月 | 執行役員 事業本部 MSD事業部 事業部長                |
| 2013年 4月 | 経営企画管理本部 コーポレートセンター センター長           | 2019年 6月 | 当社取締役(兼)経営執行役員 コーポレートセンター センター長      |
| 2014年 4月 | 執行役員 経営企画管理本部 コーポレートセンター センター長      | 2020年 4月 | 当社取締役(兼)経営執行役員 経営企画本部 本部長            |
| 2015年 4月 | 執行役員 経営企画管理本部 グループフィナンシャルオフィス 部門長   | 2022年 4月 | 当社取締役(兼)経営執行役員 コーポレート本部 本部長に就任、現在に至る |

#### 取締役候補者 とした理由

候補者は、当社子会社であるENPLAS(U.S.A.), INC. Vice President、及び当社MSD事業部長、経営企画本部長等の要職を歴任され、同氏の知識や経験を当社グループの経営の監督に活かしていただくべく、引き続き当社の取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、取締役（監査等委員である者を除く。）全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、候補者各氏が取締役（監査等委員である者を除く。）に就任した場合には、候補者各氏は引き続き当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者である取締役（監査等委員である者を除く。）がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。なお、被保険者の任期途中である2022年5月1日に当該保険契約を更新しており、候補者各氏が取締役（監査等委員である者を除く。）に就任した場合には、その任期途中で当該保険契約を更新する予定です。

## <ご参考>

《当社が取締役（候補者を含む。）及び執行役員に特に期待する分野》

| 取締役     | 企業経営 | ESG・サステナビリティ | 財務・会計 | 法務・リスク管理・コンプライアンス | グローバル | R&D・新規事業開発 | 製造技術 | マーケティング（営業） | 組織・労務・人材開発 |
|---------|------|--------------|-------|-------------------|-------|------------|------|-------------|------------|
| 横田 大輔   | ●    |              |       |                   | ●     | ●          | ●    | ●           |            |
| 藤田 慈也   |      | ●            | ●     | ●                 |       |            |      |             | ●          |
| 井植 敏雅*  | ●    |              | ●     | ●                 | ●     |            |      | ●           |            |
| 久田 眞佐男* | ●    | ●            | ●     | ●                 | ●     |            |      |             | ●          |
| 天羽 稔*   | ●    |              |       |                   | ●     | ●          | ●    | ●           | ●          |
| 當間 和幸   |      |              |       | ●                 | ●     |            |      |             | ●          |

\*当社は、井植敏雅氏、久田眞佐男氏、天羽稔氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

| 執行役員   | 企業経営 | ESG・サステナビリティ | 財務・会計 | 法務・リスク管理・コンプライアンス | グローバル | R&D・新規事業開発 | 製造技術 | マーケティング（営業） | 組織・労務・人材開発 |
|--------|------|--------------|-------|-------------------|-------|------------|------|-------------|------------|
| 沓沢 茂雄  | ●    |              |       |                   |       | ●          |      | ●           |            |
| 堀川 裕司  |      |              | ●     |                   |       | ●          |      | ●           |            |
| 杉淵 幹太  | ●    |              |       |                   | ●     | ●          |      | ●           |            |
| 宮坂 章司  |      | ●            |       |                   |       |            | ●    |             | ●          |
| 酒井 啓至  |      |              |       |                   |       | ●          | ●    | ●           |            |
| 小倉 高志  |      |              | ●     | ●                 |       |            |      |             |            |
| 横山 和明  |      |              |       |                   |       | ●          |      | ●           |            |
| 舘澤 泰   |      |              |       |                   | ●     | ●          | ●    |             |            |
| 竹内 洋一  |      |              |       |                   |       | ●          | ●    |             |            |
| 椎名 聡   |      |              |       |                   |       |            |      | ●           |            |
| 浜野 真由美 |      | ●            |       |                   |       |            |      |             |            |

## 取締役（監査等委員である者及び社外取締役を除く。）に対する報酬としてストックオプション（新株予約権）を付与する件

当社の取締役の報酬限度額は、2015年6月26日開催の第54回定時株主総会において、取締役（監査等委員である者を除く。）について年額300百万円以内（うち社外取締役分は年額50百万円以内）、監査等委員である取締役について年額100百万円以内、また、2021年6月23日開催の第60回定時株主総会において、譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬として、当社取締役（監査等委員である者及び社外取締役を除く。）に対し年額30百万円以内とご承認をいただいております。

当社は、当社の取締役（監査等委員である者及び社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより一層強めることにより、対象取締役が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的として、対象取締役に対し、本株主総会の開催日から1年以内に限り、上記取締役の報酬等の額とは別枠にて対象取締役に対してストックオプション報酬として新株予約権を付与すること、ならびに付与されるストックオプション報酬としての新株予約権の公正価値の総額は60百万円以内とすることをご承認いただきたいと存じます。

対象取締役に対して付与するストックオプション報酬としての新株予約権の内容は下記のとおりとし、各対象取締役に対する具体的な付与数は、固定報酬、賞与とのバランス、各対象取締役の職務内容等ならびに当社における業務執行の状況、貢献度等諸般の事情を総合的に勘案して、指名・報酬諮問委員会の審議及び答申を経たうえで当社取締役会の決議によって決定いたします。

なお、現在の取締役は3名（監査等委員である者を除く。うち、社外取締役は1名）、監査等委員である取締役は4名（うち、社外取締役は3名）であります。本株主総会における第2号議案が原案どおり可決されますと本議案による報酬の支給対象となる取締役は2名となります。

本議案の決定に際しては、指名・報酬諮問委員会の答申を経しております。また、本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、異議はございませんでした。

### 記

#### (1)新株予約権の上限

本議案承認の日から1年以内の日に発行する対象取締役に対して発行する新株予約権の数は200個以内とする。

## (2)新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式20,000株を上限とする。

なお、新株予約権1個の目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

当社が株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等を行う場合で付与株式数の調整を行うことが適切なきには、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割、株式無償割当てまたは株式併合の比率

また、当社が吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合には、当社は、合併比率等に応じ必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

## (3)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1個当たりの新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値の金額（1円未満の端数は切り上げる。）とする。ただし、当該金額が新株予約権の割当日における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値（取引が成立しない場合には、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

ただし、以下 i、ii、または iii の各事由が生じたときは、当社は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとし、各算式により調整された行使価額に新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じた額とする。なお、調整後の行使価額は、1円未満の端数を切り上げるものとする。

### i 当社が株式分割または株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- ii 当社が時価を下回る価額で募集株式の発行または自己株式の処分（株式の無償割当てによる株式の発行及び自己株式を交付する場合を含み、新株予約権（新株予約権付社債も含む。）の行使による場合及び当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く。）を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{募集株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

ただし、算式中の既発行株式数は、上記の株式の発行の効力発生日前日における当社の発行済株式総数から、当該時点における当社の保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合、新規発行株式数を処分する自己株式の数、募集株式発行前の株価を自己株式処分前の株価にそれぞれ読み替えるものとする。また、算式中の募集株式発行前の株価は、当社株式に市場価格がない場合、調整前行使価額とし、当社株式に市場価格がある場合、直前の当社優先市場における最終取引価格とする。

- iii 当社が吸収合併存続会社となる吸収合併を行う場合、当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合、または当社が完全親会社となる株式交換を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行うものとする。

#### (4)新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当てにかかる取締役会決議の日後3年を経過した日から当該決議の日後5年を経過する日までとする。ただし、権利行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。

#### (5)新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権の割当てを受けた対象取締役は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、執行役員及び従業員のいずれかの地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、会社都合による退任・退職、業務上の疾病に起因する退職、及び転籍その他正当な理由の存する場合はこの限りではない。
- ②新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。ただし、新株予約権者が権利行使期間開始後に死亡した場合に限り、その権利承継者がこれを行することができるものとする。権利承継者につき相続が開始された場合、その相続人は新株予約権を承継しない。



## (6)新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の承認を要するものとする。

## (7)新株予約権の取得に関する事項

①対象取締役が権利行使をする前に、以下の i、ii、iii、ivまたはvの議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができるものとする。

i 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

ii 当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案

iii 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

iv 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

v 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

②対象取締役が、(5)①に定める規定に基づく新株予約権の行使の条件を満たさず新株予約権を行使できなくなった場合もしくは死亡した場合、及び新株予約権者がその保有する新株予約権の放棄を申し出た場合、当社はその保有する新株予約権を無償にて取得することができるものとする。

③対象取締役が、新株予約権の全部または一部を放棄した場合は、当社は当該新株予約権を無償にて取得することができるものとする。

## (8)その他の新株予約権の内容

その他の募集事項及び細目（上記(1)から(7)までの事項におけるその他の事項を含む。）については、本議案が承認可決されることを条件に当社取締役会の決議によって定めるものとする。

## (9)対象取締役に対して当該新株予約権を付与することが相当である理由

本件ストックオプションは当社の業績向上への意欲と士気を高めるとともに株主の皆様との一層の価値共有を進めること等を目的として対象取締役に割り当てるものであります。また、本件ストックオプションは本株主総会の開催日から1年以内に限り発行されるものであり、その希釈化率も軽微であることなどから、ストックオプションの付与は相当なものであると考えております。なお、本議案の承認可決を条件として、事業報告30頁に記載の「取締役の個人別の報酬等

の内容に係る決定方針に関する事項」につきましては、本議案に沿う内容に変更する予定であります。

以 上

(ご参考)

本議案の承認可決を条件として、当社は上記と同内容のストックオプションとしての新株予約権を、当社の執行役員及び従業員ならびに当社子会社の取締役及び従業員に対しても付与する予定です。発行する新株予約権の数は対象取締役に付与する分と合わせて3,000個以内、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、300,000株以内を予定しております。

# 事業報告 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

## 1 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、各国で新型コロナウイルス感染症のワクチン接種が普及し、行動制限が解除されたことにより、徐々に経済活動が再開され、景気回復の兆しが見えました。一方、変異株の感染拡大収束は予断を許さず、半導体不足、部品不足、物流網の混乱による供給制約も深刻化しました。また、資源やエネルギー価格の高騰、インフレの長期化が懸念されるなど、先行き不透明な状況が続いております。

米国においては、個人消費や設備投資が堅調に推移し、景気回復が進んだ一方、インフレが引き続き進行しました。また、政策金利の引き上げが実施され、長期金利は上昇基調が続く見通しとなっています。中国においては、世界的な財消費や設備投資の増加を受けて、輸出は堅調に推移しました。一方、ゼロコロナ政策に伴う活動制限と外出自粛による個人消費の下振れにより、景気低迷が懸念されます。新興国・地域においては、東南アジアを中心に新型コロナウイルス感染症の再拡大に伴う活動制限により、経済活動は停滞しました。わが国経済は、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の適用が断続的に続き、景気回復は鈍化しました。また、資源価格の高騰や円安の進行を背景に個人消費への悪影響が懸念されます。

このような状況の中、当社が関連する市場においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や半導体不足、部品不足、物流網の混乱による顧客の生産調整を受けましたが、当社はソリューション提案に注力し、また、グローバルでのサプライチェーンを活用して顧客への部品供給を継続してまいりました。当社は、顧客のニーズに対して当社グループの技術やソリューション提案力の強みを繋げることにより、課題の解決を通し社会に貢献するとともに、新規事業創出の機会としてまいります。

この結果、当連結会計年度の売上高は32,894百万円（前期比11.7%増）となり、営業利益は3,600百万円（前期比69.8%増）、経常利益は3,451百万円（前期比81.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は2,528百万円（前期比182.9%増）となりました。

各セグメントの業績は次のとおりであります。

なお、前連結会計年度までは当社グループが扱っている製品の技術的な特徴によりセグメントを区分しておりましたが、当連結会計年度より市場や用途別にセグメントを分けることで事業領域の再定義を行い、新たな事業機会の創出に繋げるためセグメント区分を変更しております。当社が成長事業と位置付けている「Life Science事業」をエンプラ事業から切り出し、Life Science事業を除いた「エンプラ事業」は「Energy Saving Solution事業」、「半導体機器事業」は「Semiconductor事業」、「オプト事業」は「Digital Communication事業」に名称を変更しております。

当連結会計年度の比較・分析は、変更後のセグメント区分に基づいております。

#### 〔Semiconductor事業〕

各種ICテスト用ソケット、バーンインソケットは、次世代高速通信普及に伴うサーバー、パソコン、自動車、アナログの各用途の需要が高水準を維持しました。各国の経済活動再開の動きやDXやCASEの実現に向けた産業構造の変革など、今後も半導体需要は増加傾向が続くと予想され、それに伴い当社の売上も堅調に推移すると見込んでおります。この結果、当連結会計年度の売上高は15,911百万円（前期比23.1%増）、セグメント営業利益は2,601百万円（前期比64.7%増）となりました。

#### 〔Life Science事業〕

遺伝子検査用製品は、既存顧客及び新規顧客からの受注が増加し、試作受注も堅調に推移しました。今後も遺伝子検査市場の拡大に合わせて、新規顧客開拓、新製品の開発に注力する事で、当社の売上も堅調に推移すると見込んでおります。なお、当該セグメントには、新規分野への先行投資や新事業開発が含まれております。この結果、当連結会計年度の売上高は2,475百万円（前期比23.2%増）、セグメント営業損失は1,186百万円（前期は1,405百万円のセグメント営業損失）となりました。

#### 〔Digital Communication事業〕

光通信関連の光学デバイスは、世界的な半導体不足の影響による顧客の生産調整が継続しており、売上は低調に推移しました。LED用拡散レンズは、巣ごもり需要の一巡や東南アジアでのサプライチェーンの混乱による液晶テレビ市況の悪化により、売上は低調に推移しました。この結果、当連結会計年度の売上高は3,538百万円（前期比12.3%減）、セグメント営業利益は1,065百万円（前期比9.0%減）となりました。

#### 〔Energy Saving Solution事業〕

セグメント全体としては、新型コロナウイルス感染症の影響による需要の落ち込みから回復基調にあり、前連結会計年度と比較し売上は好調に推移しました。自動車用部品とプリンター用部品は世界的な半導体不足や部品の調達難による顧客の生産調整が継続しました。この結果、当連結会計年度の売上高は10,968百万円（前期比4.8%増）、セグメント営業利益は1,120百万円（前期比44.3%増）となりました。

## (2)設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は1,648百万円であり、その主なものは、国内拠点での新規金型の取得及び組立・加工用設備を主体とした機械装置等の増設等で1,064百万円のほか、海外拠点での新規金型の取得及び成形設備を主体とした機械装置等の増設等583百万円によるものです。

## (3)資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

## (4)対処すべき課題

世界経済は、各国で新型コロナウイルス感染症のワクチン接種が普及し、行動制限が解除されたことにより徐々に経済活動が再開され、景気回復の兆しが見えてきました。一方、変異株の感染拡大収束は予断を許さず、半導体不足、部品不足、物流網の混乱による供給制約も深刻化しました。また、資源やエネルギー価格の高騰、インフレの長期化が懸念されるなど、先行き不透明な状態が続いております。

半導体市場は、車載、モバイル、サーバー用途の需要が拡大傾向にあります。ライフサイエンス市場においては、遺伝子検査市場の拡大に伴い、ホームユースの臨床検査デバイスなどの需要が高まると予想しております。自動車市場はEV化への流れが加速し、需要は拡大傾向にあるものの、半導体不足等の影響による自動車メーカーの生産調整により不透明な状況が続いております。

そのような状況の中、当社は顧客ニーズに対して当社グループの技術やソリューション提案力の強みを繋げることにより、課題の解決を通じた社会貢献を図るとともに、新規事業創出の機会としてまいります。

### ①多様な成長戦略の実行

持続的な成長の実現に向けて、バランスの取れた事業ポートフォリオを構築することが重要だと考えております。当社はSemiconductor事業及びLife Science事業が関連市場の拡大を受けて伸長する中、Digital Communication事業とEnergy Saving Solution事業では要素技術や新製品の開発に注力することで、人々の生活に欠かすことのできないよりEssentialな領域への転換によりさらなる成長を模索してまいります。よりバランスの取れた事業構成とすべく、各事業において顧客価値の創出に努めるとともに、新事業の開発にも継続して取り組んでまいります。

### ②ソリューション提案の推進

当社グループが属する電子部品業界においては、顧客ニーズの多様化や高度化が進行しており、顧客に価値あるソリューションを提案するためには、顧客目線で必要な評価を実施し、機能保証を

行うことが重要であると考えております。当社はこれらを実現するために、最先端評価技術の開発を推進し、より高度な技術的提案を通じて他社との差別化に取り組んでまいります。

### ③経営リスクへの対応

当社グループを取り巻く経営上のリスクは、グローバル化の進展により益々増してきていると考えております。当社は、市場での価格競争激化と在庫調整によるリスク、為替レートの変動リスク、棚卸資産のリスク、知的財産権に関するリスク、カントリーリスク、災害・感染症等によるリスクが当社に影響を及ぼす可能性があると考え、対応策について随時審議決定しております。災害・感染症等によるリスクについては、新型コロナウイルス感染症は未だに収束の兆しが見えない状態にあり、従業員の安全やサプライチェーンの分断等、企業活動に大きな影響を及ぼす可能性があるため、当社として迅速に対応できるよう体制の構築に努めております。また、当社の開発製品及び技術に対する知的財産権に関するリスクの最小化を重要課題として捉え、当社が保有する知的財産権の保護に努めるとともに、より強力な知的財産権の保有を推進しております。

これらの施策に積極的に取り組むことにより、持続可能な成長の実現を図ってまいります。株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。



## (5)財産及び損益の状況の推移

### ①企業集団の財産及び損益の状況の推移

| 区 分                      | 第 58 期                        | 第 59 期                        | 第 60 期                        | 第 61 期                        |
|--------------------------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|
|                          | (2018年4月1日から<br>2019年3月31日まで) | (2019年4月1日から<br>2020年3月31日まで) | (2020年4月1日から<br>2021年3月31日まで) | (2021年4月1日から<br>2022年3月31日まで) |
| 売上高<br>(百万円)             | 31,281                        | 31,456                        | 29,437                        | 32,894                        |
| 経常利益<br>(百万円)            | 1,877                         | 2,150                         | 1,906                         | 3,451                         |
| 親会社株主に帰属する当期純利益<br>(百万円) | 332                           | 489                           | 893                           | 2,528                         |
| 1株当たり当期純利益               | 26円03銭                        | 39円44銭                        | 79円41銭                        | 287円10銭                       |
| 総資産<br>(百万円)             | 56,656                        | 54,996                        | 45,155                        | 47,061                        |
| 純資産<br>(百万円)             | 51,606                        | 50,049                        | 38,103                        | 41,493                        |

### ②事業報告作成会社の財産及び損益の状況の推移

| 区 分            | 第 58 期                        | 第 59 期                        | 第 60 期                        | 第 61 期                        |
|----------------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|
|                | (2018年4月1日から<br>2019年3月31日まで) | (2019年4月1日から<br>2020年3月31日まで) | (2020年4月1日から<br>2021年3月31日まで) | (2021年4月1日から<br>2022年3月31日まで) |
| 売上高<br>(百万円)   | 6,337                         | 5,872                         | 5,471                         | 6,807                         |
| 経常利益<br>(百万円)  | 2,777                         | 7,231                         | 4,284                         | 1,945                         |
| 当期純利益<br>(百万円) | 1,461                         | 6,774                         | 4,176                         | 4,033                         |
| 1株当たり当期純利益     | 114円23銭                       | 545円49銭                       | 371円05銭                       | 458円01銭                       |
| 総資産<br>(百万円)   | 31,433                        | 35,810                        | 28,639                        | 29,790                        |
| 純資産<br>(百万円)   | 29,712                        | 34,545                        | 25,349                        | 28,405                        |

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数により算出しております。

## (6)重要な子会社の状況

### ①子会社の状況

| 会 社 名                                   | 資 本 金                 | 議 決 権 比 率 | 主 要 な 事 業 内 容                                                                            |
|-----------------------------------------|-----------------------|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| Q M S 株 式 会 社                           | 50<br>百万円             | 100.0%    | Semiconductor事業、Life Science事業、Digital Communication事業及びEnergy Saving Solution事業製品の製造・販売 |
| 株式会社エンプラス半導体機器                          | 310<br>百万円            | 100.0%    | Semiconductor事業製品の製造・販売                                                                  |
| 株式会社エンプラス研究所                            | 45<br>百万円             | 100.0%    | 研究開発全般                                                                                   |
| ENPLAS HI-TECH (SINGAPORE) PTE. LTD.    | 2,382<br>千米ドル         | 100.0%    | Digital Communication事業及びEnergy Saving Solution事業製品の販売ならびに情報収集及びマーケティング                  |
| ENPLAS(U.S.A.), INC.                    | 4,000<br>千米ドル         | 100.0%    | Energy Saving Solution事業製品の製造・販売                                                         |
| ENPLAS TECH SOLUTIONS, INC.             | 2,000<br>千米ドル         | 100.0%    | Semiconductor事業及びDigital Communication事業製品の販売及び技術サービス                                    |
| ENPLAS PRECISION (MALAYSIA) SDN. BHD.   | 4,000<br>千マレーシアリングgit | 100.0%    | Semiconductor事業及びEnergy Saving Solution事業製品の製造・販売及び技術サービス                                |
| ENPLAS PRECISION (THAILAND) CO., LTD.   | 100,000<br>千タイバーツ     | 100.0%    | Energy Saving Solution事業製品の製造・販売                                                         |
| ENPLAS ELECTRONICS (SHANGHAI) CO., LTD. | 18,311<br>千人民元        | 100.0%    | Digital Communication事業及びEnergy Saving Solution事業製品の製造・販売                                |



| 会社名                                                | 資本金                | 議決権比率  | 主要な事業内容                                                                |
|----------------------------------------------------|--------------------|--------|------------------------------------------------------------------------|
| ENPLAS NICHING TECHNOLOGY CORPORATION              | 21,120<br>千ニュー台湾ドル | 70.0%  | Semiconductor事業製品の販売ならびに情報収集及びマーケティング                                  |
| ENPLAS(VIETNAM) CO., LTD.                          | 1,522<br>千米ドル      | 100.0% | Digital Communication事業及びEnergy Saving Solution事業製品の製造・販売              |
| GUANGZHOU ENPLAS MECHATRONICS CO., LTD.            | 18,919<br>千人民元     | 100.0% | Energy Saving Solution事業製品の製造・販売                                       |
| PT.ENPLAS INDONESIA                                | 2,000<br>千米ドル      | 100.0% | Energy Saving Solution事業製品の製造・販売                                       |
| ENPLAS SEMICONDUCTOR PERIPHERALS PTE. LTD.         | 13,000<br>千米ドル     | 100.0% | Semiconductor事業製品の製造・販売ならびに情報収集及びマーケティング                               |
| ENPLAS SEMICONDUCTOR PERIPHERALS PHILIPPINES, INC. | 200<br>千米ドル        | 100.0% | Semiconductor事業製品の製造・販売ならびに技術サービス、情報収集及びマーケティング                        |
| ENPLAS MICROTECH, INC.                             | 3,000<br>千米ドル      | 100.0% | Life Science事業製品の販売ならびに技術サービス、情報収集及びマーケティング                            |
| ENPLAS(EUROPE) LTD.                                | 500<br>千米ドル        | 100.0% | Semiconductor事業製品の販売ならびに技術サービス、情報収集及びマーケティング                           |
| ENPLAS(DEUTSCHLAND) GMBH.                          | 25<br>千ユーロ         | 100.0% | Semiconductor事業及びEnergy Saving Solution事業製品の販売ならびに技術サービス、情報収集及びマーケティング |
| ENPLAS(ITALIA) S.R.L.                              | 20<br>千ユーロ         | 100.0% | Semiconductor事業製品の販売ならびに技術サービス、情報収集及びマーケティング                           |

| 会 社 名                           | 資 本 金         | 議 決 権 比 率 | 主 要 な 事 業 内 容                                                         |
|---------------------------------|---------------|-----------|-----------------------------------------------------------------------|
| ENPLAS(ISRAEL) LTD.             | 100<br>千シュケル  | 100.0%    | Semiconductor事業及びDigital Communication事業製品の販売ならびに技術サービス、情報収集及びマーケティング |
| ENPLAS AMERICA, INC.            | 1,000<br>千米ドル | 100.0%    | Life Science事業及びEnergy Saving Solution事業製品の情報収集及びマーケティング              |
| ENPLAS LIFE TECH, INC.          | 100<br>米ドル    | 100.0%    | Life Science事業製品の製造・販売                                                |
| ENPLAS NICHING SUZHOU CO., LTD. | 7,053<br>千人民元 | 70.0%     | Semiconductor事業製品の販売ならびに技術サービス、情報収集及びマーケティング                          |

- (注) 1. ENPLAS PRECISION(MALAYSIA) SDN. BHD.に対する議決権比率には、ENPLAS HI-TECH (SINGAPORE) PTE. LTD.の保有分70.0%を含めております。
2. ENPLAS ELECTRONICS (SHANGHAI) CO., LTD.に対する議決権比率には、ENPLAS HI-TECH (SINGAPORE) PTE. LTD.の保有分10.0%を含めております。
3. ENPLAS(VIETNAM) CO., LTD.に対する議決権比率は、ENPLAS HI-TECH (SINGAPORE) PTE. LTD.の保有分であります。
4. GUANGZHOU ENPLAS MECHATRONICS CO., LTD.に対する議決権比率は、ENPLAS HI-TECH (SINGAPORE) PTE. LTD.の保有分80.0%及びENPLAS(U.S.A.), INC.の保有分20.0%であります。
5. 株式会社エンプラス半導体機器ならびにENPLAS SEMICONDUCTOR PERIPHERALS PHILIPPINES, INC.に対する議決権比率は、ENPLAS SEMICONDUCTOR PERIPHERALS PTE. LTD.の保有分であります。
6. ENPLAS(U.S.A.), INC.、ENPLAS TECH SOLUTIONS, INC.、ENPLAS MICROTCH, INC.ならびにENPLAS LIFE TECH, INC.に対する議決権比率は、ENPLAS AMERICA, INC.の保有分であります。
7. ENPLAS(DEUTSCHLAND) GMBH.、ENPLAS(ITALIA) S.R.L.ならびにENPLAS(ISRAEL) LTD.に対する議決権比率は、ENPLAS(EUROPE) LTD.の保有分であります。
8. ENPLAS NICHING SUZHOU CO., LTD.に対する議決権比率は、ENPLAS NICHING TECHNOLOGY CORPORATIONの保有分であります。
9. 当連結会計年度において、株式会社エンプラス ディスプレイ デバイスは、当社を存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

## ②関連会社の状況

| 会社名                               | 資本金        | 議決権比率  | 主要な事業内容               |
|-----------------------------------|------------|--------|-----------------------|
| Integrated Nano-Technologies, Inc | 14<br>千米ドル | 21.45% | Life Science事業製品の研究開発 |

(注) 当連結会計年度において、持分法適用関連会社であったSPHERE FLUIDICS LTD.は、影響力が低下したため持分法適用範囲から除外しております。

## (7)主要な借入先及び借入額 (2022年3月31日現在)

該当事項はありません。

## (8)主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

エンジニアリングプラスチック及びその複合材料による下記製品の製造、加工ならびに販売をいたしております。

なお、前連結会計年度までは当社グループが扱っている製品の技術的な特徴によりセグメントを区分しておりましたが、当連結会計年度より市場や用途別にセグメントを分けることで事業領域の再定義を行い、新たな事業機会の創出に繋げるためセグメント区分を変更しております。当社が成長事業と位置付けている「Life Science事業」をエンプラ事業から切り出し、Life Science事業を除いた「エンプラ事業」は「Energy Saving Solution事業」、「半導体機器事業」は「Semiconductor事業」、「オプト事業」は「Digital Communication事業」に名称を変更しております。

| セグメント                    | 製品内容                         |
|--------------------------|------------------------------|
| Semiconductor事業          | 各種ICテスト用ソケット、バーンインソケット       |
| Life Science事業           | ライフサイエンス関連製品                 |
| Digital Communication事業  | 光通信デバイス、LED用拡散レンズ            |
| Energy Saving Solution事業 | OA・情報通信・音響映像機器、計器、住宅機器、自動車機器 |

## (9)主要拠点等 (2022年3月31日現在)

### ①当社

| 名 称     | 所 在 地   |
|---------|---------|
| グローバル本社 | 東京都千代田区 |
| 本社      | 埼玉県川口市  |
| 鹿沼工場    | 栃木県鹿沼市  |
| 名古屋営業所  | 愛知県名古屋市 |

### ②子会社

| 名 称                                        | 所 在 地     |
|--------------------------------------------|-----------|
| QMS株式会社                                    | 埼玉県川口市    |
| ENPLAS SEMICONDUCTOR PERIPHERALS PTE. LTD. | シンガポール    |
| ENPLAS AMERICA, INC.                       | 米国ニューヨーク州 |
| ENPLAS(U.S.A.), INC.                       | 米国ジョージア州  |
| 他 19社                                      |           |

## (10)従業員の状況 (2022年3月31日現在)

| 事業部門等の名称                 | 従業員数(名) |       |
|--------------------------|---------|-------|
| Semiconductor事業          | 244     | (32)  |
| Life Science事業           | 92      | (35)  |
| Digital Communication事業  | 187     | (14)  |
| Energy Saving Solution事業 | 638     | (112) |
| 研究開発                     | 56      | (6)   |
| 全社(共通)                   | 203     | (15)  |
| 合 計                      | 1,420   | (214) |

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は( )に年間の平均人員を外数で記載しております。  
2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定の事業部門等に区分できない管理部門に所属しているものであります。

## 2 会社の株式に関する事項 (2022年3月31日現在)

(1)発行可能株式総数 62,400,000株

(2)発行済株式の総数 13,232,897株

(注) 発行済株式総数には2022年3月31日現在 4,416,879株の自己株式を含んでおります。

(3)株主数 3,541名

### (4)大株主 (上位10名)

| 株主名                                     | 持株数     | 持株比率   |
|-----------------------------------------|---------|--------|
| 横田大輔                                    | 1,351千株 | 15.32% |
| 横田誠                                     | 918千株   | 10.42% |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)                | 876千株   | 9.94%  |
| 株式会社みずほ銀行                               | 434千株   | 4.93%  |
| 株式会社埼玉りそな銀行                             | 432千株   | 4.90%  |
| 公益財団法人エンプラス横田教育振興財団                     | 300千株   | 3.40%  |
| GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL             | 216千株   | 2.45%  |
| 株式会社日本カストディ銀行 (信託口)                     | 199千株   | 2.26%  |
| 鈴木吉子                                    | 175千株   | 1.98%  |
| J.P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S.A. 381572 | 145千株   | 1.65%  |

(注) 1. 当社は、自己株式を4,416,879株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### (5)当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

|                            | 株式の種類及び数 | 交付された役員の員数 |
|----------------------------|----------|------------|
| 取締役 (監査等委員である者及び社外取締役を除く。) | 1,600株   | 2名         |
| 社外取締役 (監査等委員である者を除く。)      | 0株       | 0名         |
| 監査等委員である取締役                | 0株       | 0名         |

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告30頁、「4. 会社役員に関する事項(2)取締役の報酬等」に記載しております。

### 3 会社の新株予約権等に関する事項 (2022年3月31日現在)

#### (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

当該事項はありません。

#### (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

当該事項はありません。

### 4 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役の状況 (2022年3月31日現在)

| 会社における地位          | 氏名    | 担当及び重要な兼職の状況                                                             |
|-------------------|-------|--------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長           | 横田大輔  |                                                                          |
| 取締役兼経営執行役員        | 藤田慈也  | 経営企画本部長                                                                  |
| 取締役               | 風巻成典  |                                                                          |
| 取締役<br>(監査等委員)    | 井植敏雅  | 株式会社TAKARA & COMPANY 社外取締役、<br>株式会社西島製作所 社外取締役(監査等委員)、<br>亀田製菓株式会社 社外取締役 |
| 取締役<br>(監査等委員)    | 久田眞佐男 | アルコニックス株式会社 社外取締役、<br>株式会社日立ハイテク 名誉相談役                                   |
| 取締役<br>(監査等委員)    | 天羽稔   | 株式会社キッツ 社外取締役、<br>大塚化学株式会社 社外取締役                                         |
| 取締役<br>(監査等委員・常勤) | 當間和幸  |                                                                          |

- (注) 1. 取締役 風巻成典氏、井植敏雅氏、久田眞佐男氏及び天羽稔氏は、社外取締役であります。
2. 取締役 風巻成典氏、井植敏雅氏、久田眞佐男氏及び天羽稔氏は、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員であります。
3. 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、日常的な情報収集及び重要な社内会議への出席による情報共有ならびに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、當間和幸氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 当社は取締役 天羽稔氏との間で、2018年9月から2021年5月まで顧問契約を締結しておりましたが、その取引金額は当社コーポレート・ガバナンスポリシー別紙「社外取締役に係る独立性基準」における基準額(年間1,000万円)の範囲内であり、同氏の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。

## (2)取締役の報酬等

### ①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

#### ア 方針の決定の方法

当社は、指名・報酬諮問委員会での審議を経て、取締役会において、取締役（監査等委員である者を除く。以下「取締役」といいます。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

#### イ 決定方針の内容の概要

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は以下のとおりです。

#### 1. 基本方針

##### (1)原則

各々の取締役が担う役割・責任・成果に応じた報酬体系とし、公平性・客観性を確保いたします。取締役規定及び執行役員規定等の社内規定や役員報酬に係る規制・ガイドライン等を遵守いたします。

##### (2)業務執行取締役の報酬体系

当社グループの経営環境や業績を反映した報酬体系とし、業績向上に向けたインセンティブを強化するため、業務執行取締役に対し、経営執行役員を兼務する場合、固定報酬とは別に、執行役員の報酬の一部として業績連動報酬（賞与部分）を支給いたします。中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主と一層の価値共有を進めることを目的として、業務執行取締役に対し、経営執行役員を兼任する場合、固定報酬及び業績連動報酬とは別に、譲渡制限付株式報酬を付与いたします。

##### (3)社外取締役の報酬体系

社外取締役の報酬体系は、監督機能を有効に機能させる観点から固定報酬のみといたします。

#### 2. 固定報酬に関する方針

株主総会で決議された報酬総額の限度内で、代表取締役が案を作成し、取締役会の決議により決定いたします。なお、取締役会は各取締役の固定報酬の額の決定を代表取締役に委任することができます。各取締役の報酬は、市場、役位、過去の取締役としての経験及びキャリア等を総合的に検討し調整することがあります。支給の時期は、毎月一定の時期といたします。

#### 3. 業績連動報酬に関する方針

中長期インセンティブとして、経営執行役員を兼務する取締役に対し、執行役員部分の報酬の一部として、業績連動型報酬を支給します。業績連動型報酬は、賞与部分から構成されます。

賞与部分は、連結売上高経常利益率をベースとし、取締役部分の報酬と執行役員部分の報酬とを合算した額が株主総会で決議された報酬総額の限度内で、代表取締役が案を作成し、



取締役会の決議により決定いたします。なお、取締役会は社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を代表取締役に委任することができます。支給の時期は、毎年一定の時期とします。

#### 4. 非金銭報酬等に関する方針

譲渡制限付株式報酬の付与対象者は当社の取締役（監査等委員である者及び社外取締役を除く。）、経営執行役員、執行役員その他の一部従業員及び国内グループ会社の代表取締役社長とします。当社は取締役会決議を経て、付与対象者に対して、当社の普通株式を用いた譲渡制限付株式の割当を行います。付与対象者は、取締役会決議に基づき、当社から付与された金銭報酬債権及び金銭債権の全部を現物出資財産として給付し、譲渡制限付株式の発行または処分を受けるものとします。なお、2021年6月23日開催の第60回定時株主総会において、既存の金銭報酬枠とは別枠で、取締役（監査等委員である者及び社外取締役を除く。）に対して譲渡制限付株式の付与のために年額30百万円以内の金銭報酬債権を支給することが決定されています。

また、上記とは別枠で、2022年6月27日開催予定の第61回定時株主総会にて「取締役（監査等委員である者及び社外取締役を除く。）に対する報酬としてストックオプション（新株予約権）を付与する件」を上程しております。ご承認頂いた場合は、その詳細を当該定時株主総会後の取締役会で決定する予定であります。

#### 5. 報酬等の割合に関する決定方針

役員報酬は固定報酬のみですが、経営執行役員を兼務する場合は執行役員の報酬として月例給与、業績連動報酬（賞与）及び譲渡制限付株式報酬を支給しております。固定報酬及び月例給与と業績連動報酬、譲渡制限付株式報酬の報酬構成割合は、概ね固定報酬及び月例給与75%、業績連動報酬20%、譲渡制限付株式報酬5%となるように設定をしております。

#### ②取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2015年6月26日開催の第54回定時株主総会において、取締役（監査等委員である者を除く。）について年額300百万円以内（うち社外取締役分は年額50百万円以内）、監査等委員である取締役について年額100百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である者を除く。）の員数は2名（うち社外取締役0名）、監査等委員である取締役の員数は3名（うち社外取締役2名）であります。

また、2021年6月23日開催の第60回定時株主総会において、上記の金銭報酬枠とは別枠で、取締役（監査等委員である者及び社外取締役を除く。）に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額は、年額30百万円以内とご承認をいただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である者及び社外取締役を除く。）の員数は2名であります。

#### ③取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、指名・報酬諮問委員会における審議を受け、代表取締役社長横田大輔氏に対



し、当事業年度における、各取締役（監査等委員である者を除く。）の基本報酬の額及び各取締役（監査等委員である者及び社外取締役を除く。）の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しました。委任した理由は、当社グループ全体の業績等を勘案しつつ各取締役（監査等委員である者を除く。）の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について指名・報酬諮問委員会における審議を受け、報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針に沿うものであると判断しました。

#### ④当事業年度に係る報酬等の総額等

| 区 分                        | 報酬等の総額<br>(百万円) | 報酬等の種類別の総額(百万円) |           |          | 対象となる役員<br>の員数(名) |
|----------------------------|-----------------|-----------------|-----------|----------|-------------------|
|                            |                 | 基本報酬            | 業績連動報酬等   | 非金銭報酬等   |                   |
| 取締役(監査等委員を除く)<br>(うち社外取締役) | 142<br>(8)      | 91<br>(8)       | 47<br>(-) | 4<br>(-) | 4<br>(1)          |
| 取締役(監査等委員)<br>(うち社外取締役)    | 60<br>(48)      | 60<br>(48)      | -<br>(-)  | -<br>(-) | 5<br>(3)          |
| 合 計<br>(うち社外役員)            | 202<br>(56)     | 151<br>(56)     | 47<br>(-) | 4<br>(-) | 9<br>(4)          |

- (注) 1. 上表には、2021年6月23日開催の第60回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役(監査等委員を除く)1名(うち社外取締役0名)及び取締役(監査等委員)1名(うち社外取締役0名)を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含めておりません。
3. 当社の業績連動報酬等は、賞与部分から構成されております。賞与部分にかかる業績指数は連結売上高経常利益率であり、その実績は10.5%であります。当該指標を選択した理由は、当社グループの経営環境や業績を反映できるからであります。当社の賞与部分にかかる業績連動報酬は、基準額に対し連結売上高経常利益率の増減に応じた一定の比率を乗じたものに、業務執行状況の評価に応じて30%の範囲内で加減算したもので算定されております。
4. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は「① 4.非金銭報酬等に関する方針」のとおりであります。

### (3)社外役員に関する事項

#### ①重要な兼職先と当社との関係

社外取締役 井植敏雅氏は、株式会社TAKARA & COMPANY 社外取締役、株式会社西島製作所 社外取締役（監査等委員）及び亀田製菓株式会社 社外取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

社外取締役 久田眞佐男氏は、アルコニックス株式会社 社外取締役及び株式会社日立ハイテク 名誉相談役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

社外取締役 天羽稔氏は、株式会社キッツ 社外取締役及び大塚化学株式会社 社外取締役であります。当社と各兼職先との間には特別な関係はありません。

## ②社外役員の主な活動状況

| 会社における地位       | 氏名    | 取締役会<br>出席回数                                                                                                                                                                            | 監査等委員会<br>出席回数 |
|----------------|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
|                |       | 社外取締役として期待される役割に関して行った職務の概要及び発言状況                                                                                                                                                       |                |
| 取締役            | 風巻成典  | 12回/13回                                                                                                                                                                                 | —              |
|                |       | 国内上場会社の要職を歴任され、取締役会では主にマーケティング（営業）の視点から積極的に意見を述べており、特にマーケティング（営業）について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬諮問委員会の議長を務めました。                                     |                |
| 取締役<br>(監査等委員) | 井植敏雅  | 13回/13回                                                                                                                                                                                 | 12回/12回        |
|                |       | 国内上場会社において代表取締役をはじめとする要職を歴任された経験に基づき、取締役会では主に経営者の観点から意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言を行っており、適切な役割を果たしております。また、監査等委員会において、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜、必要な助言を行っております。また、指名・報酬諮問委員会の委員を務めました。           |                |
| 取締役<br>(監査等委員) | 久田眞佐男 | 13回/13回                                                                                                                                                                                 | 12回/12回        |
|                |       | 国内上場会社において代表執行役をはじめとする要職を歴任された経験に基づき、取締役会では主にESG・サステナビリティの観点から積極的に意見を述べており、専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、監査等委員会において、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜、必要な助言を行っております。 |                |
| 取締役<br>(監査等委員) | 天羽稔   | 11回/11回                                                                                                                                                                                 | 10回/10回        |
|                |       | 米国上場会社の日本法人において代表取締役社長をはじめとする要職を歴任された経験に基づき、取締役会では主に企業経営について専門的な観点から意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言を行っております。また、監査等委員会において、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜、必要な助言を行っております。                                |                |

(注) 天羽稔氏は、2021年6月23日就任以降に開催された取締役会及び監査等委員会への出席回数を記載しております。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

監査報告

計算書類

監査報告

#### **(4)責任限定契約に関する事項**

当社は、現行定款において、非業務執行取締役との間で当社への損害賠償責任を一定の範囲内に限定する契約を締結できる旨を定めております。これに基づき、非業務執行取締役である風巻成典氏、井植敏雅氏、久田眞佐男氏、天羽稔氏、當間和幸氏は、当社との間で当該責任限定契約を締結しております。

その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・非業務執行取締役が任務を怠ったことによって当社に損害が生じた場合は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・当該非業務執行取締役の責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限り、その責任が限定されるものとする。

#### **(5)役員等賠償責任保険（D&O保険）契約の内容の概要等**

当社は、保険会社との間で、当社の取締役（当事業年度中に在任していた者を含む。）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。

なお、当該保険契約では、当社が当該役員に対して損害賠償責任を追及する場合は保険契約の免責事項としており、また、填補する額について限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

次回更新時には同内容での更新を予定しております。

## 5 会計監査人に関する事項

### (1)名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2)当事業年度に係る報酬等の額

|                                      | 支 払 額 |
|--------------------------------------|-------|
| ①公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額             | 51百万円 |
| ②当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 52百万円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額は合計額で記載しております。

なお、上記報酬等の額には、前事業年度に係る追加報酬3百万円が含まれております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の主要な海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の監査を受けております。
4. 当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、助言・指導業務についての対価を支払っております。

### (3)会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6 会社の体制及び方針

### (1)業務の適正を確保する体制

当社は、「内部統制システム構築のための基本方針」に関し、下記のとおり定めております。

①当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制：

取締役の職務の執行に係る情報については、「情報管理規定」に基づき業務処理の適正化と機密の保全を図る保存及び管理体制を整備しております。取締役は、必要に応じてこれらの情報を閲覧できることとしております。

②当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制：

損失の危険の管理への取組みとして、グループ全体のリスク管理について定める「総合リスク管理規定」を制定し、経営直轄型のリスク管理体制構築を目的とした総合リスク管理委員会を設置しております。総合リスク管理委員会は想定されるグループ全体のリスクに関し事前に察知し、未然に防ぐ施策及びリスク発生時に影響を最小限に留めるための施策を行うこととしております。

③当社及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制：

業務執行状況の報告及び重要戦略の進捗管理を目的とした機関としてグループ全社レベルの経営執行会議を設置し、当社及びグループ会社で情報の共有化を図るとともに、必要な戦略上の問題提起を行っております。業務を統括する取締役等で構成された経営戦略会議では、グループ全社的に影響を及ぼす重要事項について審議決定を行うこととしております。

④当社及び子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制：

当社及びグループ全構成員を対象として、法令及び会社ルール of 遵守を定めた「コンプライアンス規定」、その指針である「エンプラスグループ行動規範規定」、違反行為の通報手順を定めた「内部通報規定」を制定しております。また、当該規定の実効性、問題点を把握するためにコンプライアンス会議を設置し、当社及びグループ全体のコンプライアンス体制の強化を継続することとしております。

⑤子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制：

当社が定める「グループ会社管理規定」及び当社と子会社との間で締結される経営管理契約において、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、子会社から当社への定期的な報告を義務づけるとともに、毎月、部門執行会議を開催し、子会社において重要な事象が発生した場合には、子会社が経営執行会議において報告することを義務づけることとしております。



- ⑥その他の当社ならびにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制：

当社及びグループ会社における業務の適正を確保するために、業務執行の意思決定機関である経営戦略会議等を開催し、審議決定を行っております。当社代表取締役社長はグループ会社を統括しており、会社の重要事項については、各社で付議する前に当社の経営戦略会議で事前承認を受けることとしております。

- ⑦当社の監査等委員会の職務を補助するべき使用人に関する体制：

監査等委員会より合理的な理由に基づき監査業務の補助者（以下「補助使用人」といいます。）を求められた場合、当社は当該業務を補助する使用人を指名することとしております。また、監査等委員会は内部監査室に監査業務に必要な事項を命令することができることとしております。

- ⑧補助使用人の当社の取締役（監査等委員である者を除く。）からの独立性及び当社の監査等委員会の補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する体制：

監査等委員会の監査業務を補助するために指名された補助使用人は、監査等委員会からの監査業務に係る命令に関して、取締役（監査等委員である者を除く。）の指揮命令を受けないものとしております。また、当社は内部規定において、補助使用人に関し、監査等委員会の指揮命令に従い、補助使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分等に関しては監査等委員会の同意を得ることとしております。

- ⑨当社の取締役（監査等委員である者を除く。）及び使用人が当社の監査等委員に報告をするための体制とその他の監査等委員への報告に関する体制：

取締役（監査等委員である者を除く。）及び使用人は、法令あるいは定款に違反するまたはそのおそれがある行為、会社の業務あるいは業績に重大な影響を与えるまたはそのおそれがある事項について、監査等委員に直接報告することを義務づけられております。常勤の監査等委員は、経営の意思決定及び重要課題の審議決定等を目的とする経営戦略会議、ならびに業務執行上の報告及び重要戦略の進捗管理を目的とする経営執行会議に出席し、当社及びグループ会社の業務執行状況の報告を受けることとしております。

- ⑩子会社の取締役・監査役等及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者による当社の監査等委員への報告に関する体制：

当社は、当社グループの役職員に対して、当社監査等委員から業務執行に関する事項について報告を求められた場合や、法令等の違反行為等、当社または子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合には、直ちに当社の監査等委員に対して報告することを徹底しております。また、当社は、当社内部監査部門、法務部、総務部、リスク管理統括部門等が、当社監査等委員に対する報告を実施する等、当社グループにおける内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の状況を報告する体制を整備しております。さらに、当社は、当社グループの内部通報制度の担当部署が、当社グループの役職員からの内部通報の状況について、当社監査等委員に対して報告する体制を整備することとしております。

⑪監査等委員会または監査等委員等へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制：

当社は、当社グループの監査等委員会または監査等委員等へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底しております。また、当社グループの「内部通報規定」においては、当該通報をしたこと自体による解雇その他の不利益取扱いの禁止を明記することとしております。

⑫その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制：

監査等委員会による各取締役及び重要な各使用人からの個別ヒアリングの機会を随時設けるとともに、代表取締役社長・監査法人それぞれとの間で定期的に意見交換会を開催しております。また、監査等委員会に対して独自の顧問弁護士・会計士を雇用することができ、監査業務に関する助言を受ける機会を保証することとしております。

⑬財務報告の信頼性を確保するための体制：

金融商品取引法及びその他の法令に準拠し、当社及びグループ会社における財務報告の適正性を確保するために、「財務報告に係る内部統制システム管理規定」を制定し、財務報告に係る内部統制の構築、整備・運用を推進することとしております。

⑭当社の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務に関するものに限る。）について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項：

当社は、監査等委員がその職務の執行について、当社に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なないと明らかに認められる場合を除き、当該費用または債務を負担することとし、速やかにこれを処理することとしております。また、監査等委員会が独自の外部専門家（弁護士・公認会計士等）を雇用することを求めた場合、当社は、当該監査等委員会の職務の執行に必要なないと明らかに認められる場合を除き、その費用を負担することとしております。さらに、当社は、監査等委員の職務の執行について生ずる費用などを確保するため、毎年、一定額の予算を設けることとしております。

⑮反社会的勢力排除に向けた体制：

当社及びグループ会社は、「エンプラスグループ行動規範規定」において、反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨むことを基本姿勢として明示しており、反社会的勢力に関する問題発生時には、組織的な対応を行う体制を整備することとしております。

当社では、平素から警察署や関係専門機関との情報交換及び連携を密接に行うとともに、上記方針を社員に徹底することとしております。



## (2)業務の適正を確保する体制の運用状況の概要

「内部統制システム構築のための基本方針」に沿った当社グループの内部統制システムの当連結会計年度における運用状況の概要は、以下のとおりであります。

### ①当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制：

当社は、取締役の職務の執行に係る情報については、「情報管理規定」を定めており、取締役が必要に応じてこれらの情報を閲覧できる状況となっております。

### ②当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制：

当社は、損失の危険の管理への取組みとして、グループ全体のリスク管理について定める「総合リスク管理規定」を定めております。内部統制システムの有効性・実効性を含めた事業遂行上の重大なリスクに関する検証を行う、総合リスク管理委員会を年2回開催し、主要な参加者として取締役、常勤の監査等委員、執行役員が参加し、グループ全体のリスクを未然に防ぐ対応策について審議決定しております。

### ③当社及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制：

当連結会計年度においては、業務執行状況の報告及び重要戦略の進捗管理を目的とした、本社レベルの経営執行会議を年4回開催し、主要な参加者として取締役、監査等委員、執行役員が参加しております。

また、グループ全社的に影響を及ぼす重要事項については、経営戦略会議を年22回開催し、主要な参加者として取締役、常勤の監査等委員、執行役員が参加し、審議決定しております。

### ④当社及び子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制：

当社は、「コンプライアンス規定」、「エンプラスグループ行動規範規定」、「内部通報規定」を定め、当社及び子会社のすべてに適用するとともに、当社の法務部門長をチーフ・コンプライアンス・オフィサー、当社の主要部門または国内・海外子会社の責任者をローカル・コンプライアンス・オフィサー、及び法務部門を事務局とするコンプライアンス体制を整備しております。また、当社は、当社を含む国内・海外子会社を対象として、コンプライアンス会議を年1回以上開催するとともに、コンプライアンス点検を年1回実施し、当社グループのコンプライアンスの強化を図っております。

### ⑤子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制：

「グループ会社管理規定」に基づき、子会社は原則として毎月部門執行会議を開催し、提起された重要な問題については、子会社は経営戦略会議もしくは経営執行会議にて当社の取締役、監査等委員、執行役員へ報告を行っております。

- ⑥その他の当社ならびにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制：  
当社及び子会社における重要事項については、各社で付議する前に、当社の経営戦略会議において審議の上、事前承認の可否を判断しております。
- ⑦当社の監査等委員会の職務を補助するべき使用人に関する体制：  
当連結会計年度においては、監査等委員会の補助使用人を1名配置し、監査業務遂行の補助を行っております。
- ⑧補助使用人の当社の取締役（監査等委員である者を除く。）からの独立性及び当社の監査等委員会の補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する体制：  
監査等委員会の補助使用人は組織上も取締役（監査等委員である者を除く。）から独立しており、監査等委員会の指揮命令に従い、人事評価についても監査等委員会の同意を得ております。
- ⑨当社の取締役（監査等委員である者を除く。）及び使用人が当社の監査等委員に報告をするための体制とその他の監査等委員への報告に関する体制：  
また、常勤の監査等委員は、経営執行会議には年4回、経営戦略会議には年22回出席し、これらにおいて当社及びグループ会社の業務執行状況の報告を受け、必要に応じて他の監査等委員とその内容を共有しております。
- ⑩子会社の取締役・監査役等及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者による当社の監査等委員への報告に関する体制：  
当社は、当社グループの役職員に対して、当社監査等委員から業務執行に関する事項について報告を求められた場合、直ちに監査等委員に対して報告するよう徹底しております。なお、当連結会計年度において、重要な法令違反等に関わる内部通報案件はなく、内部通報の状況については監査等委員に対して報告されております。
- ⑪監査等委員会または監査等委員等へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制：  
当社は、「内部通報規定」において、通報をしたことによる解雇その他の不利益取扱いの禁止を明記し周知しております。
- ⑫その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制：  
監査等委員会による各取締役及び重要な各使用人への個別ヒアリングを随時実施しております。また、代表取締役社長及び監査法人との意見交換も定期的を実施しております。

⑬財務報告の信頼性を確保するための体制：

当社は、金融商品取引法及びその他の法令に準拠し、当社及びグループ会社における財務報告の適正を確保するために、「財務報告に係る内部統制システム管理規定」を定め、本規定に沿って適切に運用しております。

⑭当社の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務に関するものに限る。）について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項：

当社は、監査等委員の職務の執行に必要となる費用については、監査等委員の請求に基づきすべて負担しております。

⑮反社会的勢力排除に向けた体制：

取引先の契約書等に反社会的勢力排除に関する条項を盛り込むとともに、ポスター掲示等による当社及び当社グループ役職員の啓発活動を実施しております。

### (3)剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、健全・堅実な経営により強固な財務体質を堅持するとともに、経営活動の成果を明確な形で株主の皆様へ還元することを基本方針とし、また、安定的配当の考え方も取り入れ、今期以降の業績予想を勘案して、配当の決定を行っております。

また、当社では自己資本利益率（ROE）及び1株当たり当期純利益（EPS）を事業活動の成果を示す重要な経営指標と位置づけており、その維持・向上を図るため引き続き事業体質の改善に取り組み、企業価値の向上を図ってまいります。

内部留保しております資金は、経営基本方針に則り、今後の事業展開を踏まえ、中長期的展望に立って生産設備投資、研究開発投資、情報化投資及び新事業創出のために積極的に振り向けるとともに、将来の収益力の向上を通じて株主の皆様へ還元できるものと考えております。

なお、当事業年度の期末配当金は、2022年5月31日開催の取締役会決議により、1株当たり25円とし、2022年6月6日を支払開始日とさせていただきました。既に2021年12月1日に1株当たり22円50銭の中間配当を実施いたしましたので、年間配当金は1株当たり47円50銭となります。

## 7 会社の支配に関する基本方針

### 1. 会社の支配に関する基本方針

当社株式は金融商品取引所に上場されており、市場における当社株式の自由な取引が認められている以上、特定の者による当社株式の大量の買付提案であっても、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、一概にこれを否定するものではありません。また、このような大量買付提案に応じるか否かは、当社の経営を誰に委ねるべきであるかという問題に密接に関連することから、最終的には株主の皆様ご意思によるべきであると考えております。

しかしながら、このような大量買付提案の中には、株主の皆様による最終的なご判断のために必要かつ十分な情報が提供されないもの、あるいは株主の皆様に対して当社株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、更には当社の経営に対して真摯に関与する意思が認められないもの等、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく毀損するものも想定されます。当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業理念、当社の企業価値の様々な源泉及び当社を支える各利害関係者との信頼関係を十分に理解した上で、当社の企業価値・株主共同の利益を中長期的に確保・向上させることを真摯に目指す者でなければならぬと考えております。したがって、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく毀損するような不適切な大量買付提案及びこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。

そこで当社は、2021年6月23日開催の第60回定時株主総会において、株主の皆様のご承認の下、2009年に導入し、これまで定時株主総会の決議による出席株主の皆様ご議決権の過半数のご賛成によりご承認を得てきました当社株式等の大量買付行為に関する対応策（以下「本プラン」といいます。）を更新させていただきました。

本プランは、前述した不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するために、当社株式等に対する大量買付提案が行われる際に、株主の皆様が当該大量買付提案に応じるべきか否かを判断するために必要かつ十分な情報や時間を確保すること、当社取締役会が当該大量買付提案の内容について当社の企業価値・株主共同の利益を著しく毀損するものでないかを評価・検討等した上で、株主の皆様に対して代替案を提示することや、提案者との間で交渉を行うこと等を可能とすること等を目的としています。

### 2. 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み

当社は、企業理念のとおり、エンジニアリングプラスチックで培った先進技術をもとに、更に最先端技術を追求し、創造的価値を世界市場に提供しており、①電子・自動車、光学、半導体等の多様な事業展開を可能にする開発力、②エンジニアリングプラスチック部品の設計、加工、評価を含めたトータルな生産技術力、③グローバルでの顧客対応力、④強固な財務基盤、を強みとしております。

当社経営の生命線は「新規性の追求」にあると考えており、「新規性の追求」を実践するためには、顧客との共同開発、秘密保持等、継続的な信頼関係の構築が重要であるという考えの下、当社は現在、中長期的な視野に立った成長計画に基づく積極的な事業基盤の拡大に取り組んでおります。

今後も将来の収益機会を確実に取り込み、継続的な成長を実現するための各種施策を実施してまいります。



### 3. 基本方針に照らして不適切な者が支配を獲得することを防止するための取組み

#### (1)本プランの手続

##### ①対象となる大量買付行為

本プランは、(i)当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付け、または(ii)当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付けに該当する当社株式等の買付けまたはこれらに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除き、当該行為を、以下「大量買付行為」といい、大量買付行為を行い、または行おうとする者を「大量買付者」といいます。）を対象としております。

##### ②買付意向表明書の提出

大量買付者は、大量買付行為に先立ち、別途当社の定める書式により、大量買付ルールを遵守する旨の誓約文言等を含む書面（以下「買付意向表明書」といいます。）とともに、商業登記簿謄本、定款の写しその他大量買付者の存在を客観的に証明する書類を当社代表取締役提出していただきます。

##### ③必要情報の提供

当社代表取締役に買付意向表明書を提出した大量買付者には、以下の手順により、大量買付行為に対する株主の皆様のご判断のために必要かつ十分な情報を提供していただきます。

まず、当社は、大量買付者から買付意向表明書を受領した日から10営業日以内に、大量買付者から当初提供していただくべき情報を記載したリスト（以下「本必要情報リスト」といいます。）を大量買付者に交付いたしますので、大量買付者は、本必要情報リストに従って十分な情報を当社代表取締役に提供していただきます。

また、本必要情報リストに従い大量買付者から提供された情報では、大量買付行為の内容及び態様等に照らして、株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が当社取締役会から独立した第三者（弁護士、公認会計士、税理士、フィナンシャルアドバイザー、コンサルタントその他の専門家を含みます。以下「外部専門家」といいます。）の助言を得た上で合理的に判断する場合には、回答期限を定めた上で、当社取締役会が別途請求する追加の情報を大量買付者から提供していただきます。なお、当該回答期限については、本必要情報リストの日付から起算して60日を上限として設定するものとします。

##### ④取締役会における評価期間

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、外部専門家の助言を得た上で、大量買付行



為の評価の難易度等に応じて、(i)現金(円貨)のみを対価とする当社株式等のすべてを対象とする公開買付けの場合には、情報提供完了通知の日付から60日間、または(ii)その他の大量買付行為の場合には、情報提供完了通知の日付から90日間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間(以下「取締役会評価期間」といいます。)として設定します。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて外部専門家の助言を得ながら、大量買付者提供情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、大量買付者による大量買付行為の内容の評価・検討等を行うものとします。当社取締役会は、かかる評価・検討等を通じて、大量買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、大量買付者に通知するとともに、適時かつ適切に株主の皆様の開示いたします。また、必要に応じて、大量買付者との間で大量買付行為に関する条件・方法について交渉し、更に、当社取締役会として、株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

大量買付者は、取締役会評価期間が終了するまで、大量買付行為を開始することができないものとします。

#### ⑤対抗措置の発動の要件

(i)大量買付者が大量買付ルールを遵守しなかった場合

(ア)特別委員会の勧告に基づき発動する場合

大量買付者が大量買付ルールを遵守しなかった場合、当社取締役会は、当該大量買付行為を当社の企業価値・株主共同の利益を著しく毀損する敵対的買収行為とみなし、原則として、対抗措置を発動する旨の決議を行います。

なお、大量買付者が大量買付ルールに従っているか否かを判断するに当たっては、大量買付者が当社に関する詳細な情報を必ずしも保有していない場合があること等の大量買付者側の事情も合理的な範囲で考慮するものとし、当社取締役会が提供を求めた大量買付情報の一部が大量買付者から提供されないことのみをもって、当該大量買付者が大量買付ルールに従っていないことを認定することはありません。

かかる場合、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、速やかに特別委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、特別委員会は、この諮問に基づき、必要に応じて外部専門家の助言を得た上で、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、特別委員会による勧告を最大限尊重するものといたします。なお、この場合には、対抗措置の発動に際して、その是非につき株主の皆様のご意思を確認するための株主総会(以下「株主意思確認総会」といいます。)の招集を要しないものとします。

#### (イ)株主意思確認総会決議に基づき発動する場合

上記(ア)にかかわらず、当社取締役会は、(a)特別委員会が株主意思確認総会を招集することを勧告した場合、または、(b)大量買付行為の内容、時間的余裕等の諸般の事情を考慮の上、株主の皆様のご意思を確認することが実務上可能であり、かつ、法令及び当社取締役の善管注意義務等に照らして、対抗措置の発動の是非につき株主の皆様のご意思を確認することが適切であると当社取締役会が判断した場合には、(上記(b)の場合には、特別委員会に対する諮問に代えて)速やかに株主意思確認総会を招集し、対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行っていただくものとします。

#### (ii)大量買付者が大量買付ルールを遵守している場合

大量買付者が大量買付ルールを遵守している場合には、当社取締役会が仮に当該大量買付行為に反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説明等を行う可能性は排除しないものの、原則として、当該大量買付行為に対する対抗措置は発動しません。大量買付行為の提案に応じるか否かは、当社の株主の皆様において、当該大量買付行為に関する大量買付者提供情報及びそれに対する当社取締役会の意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

しかしながら、大量買付者が大量買付ルールを遵守している場合であっても、大量買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく毀損するものであると明白に認められ、当社取締役会として、対抗措置を発動する必要性・相当性があると判断した場合には、当社取締役会は、速やかに株主意思確認総会を招集し、対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行っていただくものとします。

#### ⑥株主意思確認総会

当社取締役会は、一定の場合に株主意思確認総会を招集し、対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行っていただくものとします。その際、当社は、株主意思確認総会を招集する旨その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに開示いたします。

そして、株主意思確認総会を開催する際には、速やかに当該株主意思確認総会において議決権を行使できる株主の皆様を確定するための基準日を定め、会社法の定めに従い、当該基準日の2週間前までに公告を行うものとします。当該株主意思確認総会において議決権を行使することができる株主の皆様は、当該基準日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様とします。なお、株主意思確認総会の決議は、法令または当社の定款に別段の定めがある場合を除き、出席株主の皆様の議決権の過半数をもって行うものとします。

株主意思確認総会において対抗措置の発動または不発動について決議された場合、当社取締役会は、当該株主意思確認総会の決議に従って対抗措置の発動または不発動の決議を行うもの

とし、また、その結果を開示いたします。

なお、大量買付者は、株主意思確認総会が招集された場合には、当該株主意思確認総会の終結時まで、大量買付行為を開始することができないものとします。

## (2) 対抗措置の中止または撤回

本プランにおける当社取締役会が発動する対抗措置としては、新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当ての他、会社法その他の法令及び当社定款が認めるその他の対抗措置を用いることもあります。

当社取締役会が対抗措置の発動を決議した場合であっても、(i)大量買付者が大量買付行為を中止した場合、または(ii)対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、特別委員会に諮問するとともに、必要に応じて外部専門家の助言を得ながら、発動した対抗措置の中止または撤回を検討するものとします。

特別委員会は、当該諮問に基づき、必要に応じて外部専門家の助言を得ながら、当該対抗措置の維持の是非について検討し、当社取締役会に対して勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を維持するか否かの判断に際し、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

当社取締役会は、かかる特別委員会の勧告を踏まえた結果、発動した対抗措置の中止または撤回を決議した場合、速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について開示いたします。

## (3) 本プランの有効期限、廃止及び変更

本プランの有効期限は、第60回定時株主総会の終結時より、2024年6月開催予定の当社第63回定時株主総会の終結時までです。

ただし、かかる有効期限の満了前であっても、当社株主総会または当社取締役会において本プランを廃止する決議がなされた場合には、本プランは、当該決議に従い、その時点で廃止されるものとします。

## (4) 株主及び投資家の皆様への影響

本プランの導入時には、本新株予約権の無償割当て自体は行われないため、株主の皆様が保有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

また、当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当て時においても、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの、保有する当

社株式全体の経済的価値の希釈化は生じず、また、当社株式1株当たりの議決権の希釈化は生じないことから、株主の皆様の保有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

なお、当社は、当社取締役会が本新株予約権の無償割当てに係る決議をした場合であっても、本権利落ち日の前々営業日までにおいては、本新株予約権の無償割当てを中止または撤回する場合がありますが、本権利落ち日の前営業日以降においては、本新株予約権の無償割当てを中止または撤回することはありません。本新株予約権の無償割当てを中止または撤回する場合、1株当たりの当社株式の価値の希釈化は生じないことから、1株当たりの当社株式の価値の希釈化が生じることを前提として当社株式の売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

また、本新株予約権の行使または取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使または取得に際して、大量買付者の法的権利または経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、大量買付者以外の株主の皆様の保有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

#### 4. 具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

本プランは、自己資本利益率（ROE）の維持・向上を図り、当社の企業価値・株主共同の利益をより一層確保・向上させるという目的をもって、2021年6月23日開催の第60回定時株主総会において、株主の皆様のご承認の下、更新されたものです。

本プランには、有効期限を3年間とするサンセット条項が付されており、かつ、有効期限の満了前であっても、当社株主総会または当社取締役会において本プランを廃止する決議がなされた場合には、本プランは、当該決議に従い、その時点で廃止されるものとします。更に、当社取締役会は、一定の場合に株主意思確認総会を招集し、対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行っていただくものとします。

したがって、本プランの導入及び廃止ならびに対抗措置の発動には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっております。

当社は、本プランにおいて、対抗措置を発動するか否か、及び発動した対抗措置を維持するか否かについての当社取締役会の判断の合理性及び公正性を担保するため、また、その他本プランの合理性及び公正性を確保するために、当社取締役会から独立した組織として、特別委員会を設置することとしております。これにより、当社取締役会による恣意的な本プランの運用または対抗措置の発動を防止するための仕組みが確保されています。

当社取締役会は、以上の理由により、本プランは基本方針に沿い、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものでなく、かつ当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科目              | 金額            |
|-----------------|---------------|
| (資産の部)          |               |
| <b>流動資産</b>     | <b>29,558</b> |
| 現金及び預金          | 14,914        |
| 受取手形及び売掛金       | 9,291         |
| 製 品             | 1,056         |
| 仕 掛 品           | 489           |
| 原材料及び貯蔵品        | 2,232         |
| 未 収 消 費 税 等     | 807           |
| 未 収 還 付 法 人 税 等 | 88            |
| そ の 他           | 697           |
| 貸 倒 引 当 金       | △20           |
| <b>固定資産</b>     | <b>17,503</b> |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>14,199</b> |
| 建物及び構築物         | 3,051         |
| 機械装置及び運搬具       | 1,730         |
| 工具、器具及び備品       | 1,158         |
| 土 地             | 6,816         |
| 使用権資産           | 840           |
| 建設仮勘定           | 601           |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>287</b>    |
| ソフトウェア          | 207           |
| そ の 他           | 79            |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>3,017</b>  |
| 投資有価証券          | 2,000         |
| 退職給付に係る資産       | 465           |
| 繰延税金資産          | 208           |
| そ の 他           | 363           |
| 貸 倒 引 当 金       | △21           |
| <b>資産合計</b>     | <b>47,061</b> |

| 科目                 | 金額            |
|--------------------|---------------|
| (負債の部)             |               |
| <b>流動負債</b>        | <b>4,653</b>  |
| 買 掛 金              | 1,532         |
| リ ー ス 債 務 金        | 187           |
| 未 払 金              | 566           |
| 未 払 費 用            | 590           |
| 未 払 法 人 税 等        | 560           |
| 契 約 負 債            | 169           |
| 賞 与 引 当 金          | 580           |
| 転 貸 損 失 引 当 金      | 20            |
| 役 員 賞 与 引 当 金      | 54            |
| そ の 他              | 393           |
| <b>固定負債</b>        | <b>914</b>    |
| リ ー ス 債 務 金        | 642           |
| 退職給付に係る負債          | 80            |
| 繰延税金負債             | 34            |
| 転 貸 損 失 引 当 金      | 76            |
| そ の 他              | 80            |
| <b>負債合計</b>        | <b>5,568</b>  |
| (純資産の部)            |               |
| <b>株 主 資 本</b>     | <b>38,828</b> |
| 資 本 金              | 8,080         |
| 資 本 剰 余 金          | 2,008         |
| 利 益 剰 余 金          | 44,636        |
| 自 己 株 式            | △15,897       |
| <b>その他の包括利益累計額</b> | <b>2,139</b>  |
| その他有価証券評価差額金       | △24           |
| 為替換算調整勘定           | 2,164         |
| <b>非支配株主持分</b>     | <b>525</b>    |
| <b>純資産合計</b>       | <b>41,493</b> |
| <b>負債・純資産合計</b>    | <b>47,061</b> |



# 連結損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科目              | 金額     |
|-----------------|--------|
| 売上              | 32,894 |
| 売上原価            | 19,528 |
| 売上総利益           | 13,365 |
| 販売費及び一般管理費      | 9,764  |
| 営業利益            | 3,600  |
| 受取利息            | 45     |
| 受取配当            | 21     |
| 固定資産売却益         | 112    |
| スクラップ売却益        | 18     |
| 補助金の収入          | 47     |
| その他             | 3      |
| 営業外費用           | 74     |
| 支払利息            | 58     |
| 固定資産による投資損失     | 7      |
| その他             | 366    |
| 経常利益            | 38     |
| 特別利益            | 472    |
| 固定資産売却益         | 4      |
| 投資有価証券売却益       | 667    |
| 新株予約権戻入益        | 190    |
| その他             | 0      |
| 特別損失            | 863    |
| 固定資産売却損失        | 3      |
| 減損損失            | 155    |
| 事業再構築費用         | 119    |
| その他             | 2      |
| 税金等調整前当期純利益     | 281    |
| 法人税、住民税及び事業税    | 4,033  |
| 法人税等調整額         | 958    |
| 当期純利益           | 446    |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 | 1,404  |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 99     |
|                 | 2,528  |

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

監査報告

計算書類

監査報告

## 連結株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                           | 株 主 資 本 |       |        |         |        |
|---------------------------|---------|-------|--------|---------|--------|
|                           | 資 本 金   | 資本剰余金 | 利益剰余金  | 自 己 株 式 | 株主資本合計 |
| 2021年4月1日残高               | 8,080   | 1,998 | 42,499 | △15,989 | 36,588 |
| 会計方針の変更による累積的影響額          |         |       | △61    |         | △61    |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高         | 8,080   | 1,998 | 42,437 | △15,989 | 36,527 |
| 連結会計年度中の変動額               |         |       |        |         |        |
| 剰余金の配当                    |         |       | △330   |         | △330   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益           |         |       | 2,528  |         | 2,528  |
| 自己株式の取得                   |         |       |        | 0       | 0      |
| 譲渡制限付株式報酬                 |         | 1     |        | 23      | 24     |
| 自己株式の処分                   |         | 9     |        | 69      | 78     |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) |         |       |        |         |        |
| 連結会計年度中の変動額合計             | -       | 10    | 2,198  | 92      | 2,301  |
| 2022年3月31日残高              | 8,080   | 2,008 | 44,636 | △15,897 | 38,828 |

|                           | その他の包括利益累計額  |          |              |               | 新株予約権 | 非支配株主持分 | 純資産合計  |
|---------------------------|--------------|----------|--------------|---------------|-------|---------|--------|
|                           | その他有価証券評価差額金 | 為替換算調整勘定 | 退職給付に係る調整累計額 | その他の包括利益累計額合計 |       |         |        |
| 2021年4月1日残高               | 590          | 308      | △0           | 898           | 207   | 409     | 38,103 |
| 会計方針の変更による累積的影響額          |              |          |              |               |       |         | △61    |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高         | 590          | 308      | △0           | 898           | 207   | 409     | 38,042 |
| 連結会計年度中の変動額               |              |          |              |               |       |         |        |
| 剰余金の配当                    |              |          |              |               |       |         | △330   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益           |              |          |              |               |       |         | 2,528  |
| 自己株式の取得                   |              |          |              |               |       |         | 0      |
| 譲渡制限付株式報酬                 |              |          |              |               |       |         | 24     |
| 自己株式の処分                   |              |          |              |               |       |         | 78     |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) | △614         | 1,855    | 0            | 1,241         | △207  | 115     | 1,150  |
| 連結会計年度中の変動額合計             | △614         | 1,855    | 0            | 1,241         | △207  | 115     | 3,451  |
| 2022年3月31日残高              | △24          | 2,164    | -            | 2,139         | -     | 525     | 41,493 |



# 連結注記表

## 1.連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

### (1)連結の範囲に関する事項

連結子会社の数……………23社

主要な連結子会社の名称……………QMS株式会社

ENPLAS SEMICONDUCTOR PERIPHERALS PTE. LTD.

ENPLAS AMERICA, INC.

ENPLAS(U.S.A.), INC.

当連結会計年度において、株式会社エンプラス ディスプレイ デバイスは、当社を存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

### (2)持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の数……………1社

主要な持分法適用関連会……………Integrated Nano-Technologies, Inc

社の名称

当連結会計年度において、持分法適用会社であったSPHERE FLUIDICS LTD.は影響力が低下したため持分法適用範囲から除外しております。

### (3)会計方針に関する事項

#### ①重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等

以外のもの……………連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品・仕掛品・原材料

成形品……………当社及び国内連結子会社は、主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

在外連結子会社は主として総平均法による低価法

金型……………個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

原材料……………当社及び国内連結子会社は移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

在外連結子会社は主として移動平均法による低価法

招集  
通知

株主総会  
参考書類

事業報告

連結計算書類

監査報告

計算書類

監査報告

## ②重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産……………当社及び国内連結子会社は主として定率法、在外連結子会社は主として定額法によっております。

ただし、当社及び国内連結子会社は1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 10年～50年

機械装置及び運搬具 3年～15年

工具、器具及び備品 2年～8年

無形固定資産……………定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

ソフトウェア 5年（社内における利用可能期間）

顧客関連資産 5年（その効果の及ぶ期間）

## ③重要な引当金の計上基準

貸倒引当金……………売上債権、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……………当社及び一部の連結子会社は従業員の賞与の支払に備えるため、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

役員賞与引当金……………当社及び一部の連結子会社は役員の賞与の支払に備えるため、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

転貸損失引当金……………転貸借契約の残存期間に発生する損失に備えるため、支払義務のある賃料等総額から転貸による見込賃料収入総額を控除した金額を計上しております。

## ④収益及び費用の計上基準

当社グループはSemiconductor事業、Life Science事業、Digital Communication事業、Energy Saving Solution事業の各製品の製造・販売を行っております。

当社グループでは、主に完成した製品を顧客に供給することを履行義務としており、製品の販売については製品の引渡時または検収時において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、製品の引渡時または検収時点で収益を認識しております。

取引の対価は履行義務を充足してからおおむね3ヶ月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

## ⑤重要な外貨建資産及び負債の換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。また、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。なお、為替予約等の振当処理の対象となっている外貨建金銭債権債務については、当該為替予約等の円貨額に換算しております。

⑥重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法……………為替予約取引は振当処理によっております。

|                       |         |
|-----------------------|---------|
| ヘッジ手段とヘッジ対象……………ヘッジ手段 | 為替予約取引  |
| ヘッジ対象                 | 外貨建売掛金  |
|                       | 外貨建未収入金 |
|                       | 外貨建買掛金  |

ヘッジ方針……………為替予約取引

将来予想される外貨建債権回収及び外貨建債務支払に係る為替変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行っており、投機的な取引は行っておりません。

ヘッジの有効性評価の方法……………為替予約取引

為替相場の変動によるキャッシュ・フローの変動を完全に相殺するものと想定されるため、有効性評価は省略しております。

⑦のれんの償却方法及び償却期間

のれん及びのれん相当額の償却については、20年以内のその効果の及ぶ期間にわたり、定額法で処理しております。

⑧退職給付に係る会計処理の方法

当社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑨連結納税制度の適用

(1)連結納税制度を適用しております。

(2)連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び一部の国内連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

## 2.会計方針の変更に関する注記

### 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、製品の国内の販売において、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。また、有償支給取引において、従来は棚卸資産の消滅を認識しておりましたが、有償支給先に残存する支給品の期末棚卸高については、棚卸資産を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

また、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「その他」は当連結会計年度より「契約負債」及び「その他」に含めて表示しております。

この結果、当連結会計年度の売上高は90百万円、売上原価は86百万円増加し、営業利益、経常利益、税金等調整前当期純利益は4百万円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高は61百万円減少しております。

### 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる、当連結会計年度に係る連結計算書類への影響はありません。

## 3.会計上の見積りに関する注記

連結計算書類の作成にあたり、経営者は判断及び見積りを利用しております。

経営者による判断ならびに将来に関する仮定及び見積りの不確実性は、連結計算書類の報告日の資産、負債の金額及び偶発資産、偶発負債の開示、ならびに収益及び費用として報告した金額に影響を与えておりません。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の終息は見通せず、先行き不透明な状況が続いているため、将来に関する数値の合理的な算出は困難ですが、当連結会計年度における当社業績への影響を鑑みても当該感染症による影響は限定的であり、この状況が今後も続くものと仮定して固定資産の減損や繰延税金資産の回収可能性の会計上の見積りを行っております。

なお、将来における実績値に基づく結果が、これらの見積り及び仮定と異なる可能性があります。

翌連結会計年度において重要な修正をもたらすリスクのある、将来に関する仮定及び見積りの不確実性に関する情報は、以下のとおりであります。

## 固定資産の評価

連結貸借対照表に計上した、Life Science事業のバイオ関連分野に関する有形・無形固定資産等の金額  
(単位:百万円)

|        | 連結貸借対照表計上額 |
|--------|------------|
| 有形固定資産 | 2,018      |
| 無形固定資産 | 194        |
| 投資有価証券 | 1,630      |
| 計      | 3,843      |

Life Science事業のバイオ関連分野に関する有形・無形固定資産等のうち、会計上の見積りの対象となる金額を記載しております。また、投資有価証券には持分法適用会社の投資簿価として投資有価証券に計上されているのれん相当額及び持分法適用会社が発行する転換社債等を含んでおります。

当社グループは、有形・無形固定資産については他の資産または資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位ごとに資産のグルーピングを行っております。減損の兆候のある資産または資産グループについては、当該資産または資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には帳簿価額を回収可能価額まで減額し減損損失として計上することとしております。

Life Science事業関連分野に係る有形固定資産等については、各製品群の生産において直接・間接に必要な資産ごとに資産グループとしておりますが、一部の資産グループにおいて継続した営業赤字の状況から減損の兆候が認められました。なお、のれん相当額を含む投資有価証券については、金額の重要性を鑑みて減損の兆候が生じているものとして、減損損失の認識の判定を行っております。各資産グループの減損損失の認識の判定は、取締役会で承認された事業計画を基礎とした割引前将来キャッシュ・フローの見積総額と各資産グループの帳簿価額の比較によって行われております。

将来キャッシュ・フローの見積りに用いられる事業計画には、Life Science事業関連製品に関する市場自体の成長性を見積り、その中で自社製品の競争力を基礎とした既存顧客あるいは新規顧客を通じた販売の予測、また開発中の新製品においては、上記に加えて許認可取得の見積り等の重要な仮定が用いられております。

これらの仮定は経営者の最善の見積りと判断により決定しておりますが、将来の不確実な経済状況及び会社の経営状況の影響を受け、翌連結会計年度以降の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

## 4.連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 26,776百万円

## 5.連結損益計算書に関する注記

### (1)事業再構築費用

当連結会計年度において、事業撤退に伴う費用や特別加算退職金を計上しております。

## (2)減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産につきまして減損損失を計上しております。

| 用途     | 場所          | 種類        | 金額     |
|--------|-------------|-----------|--------|
| 事業用資産等 | 埼玉県川口市      | 無形固定資産その他 | 3百万円   |
|        | 英国エセックス州    | 工具、器具及び備品 | 8百万円   |
|        |             | ソフトウェア    | 0百万円   |
| -      | 米国ノースカロライナ州 | のれん       | 121百万円 |
|        |             | 無形固定資産その他 | 21百万円  |
| 合計     |             |           | 155百万円 |

当社グループは、事業部門を基礎として、他の資産または資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位ごとに資産のグルーピングを行っております。将来の使用が見込まれない事業用資産については、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、資産の回収可能価額は使用価値により測定しており、減損損失の対象となった事業用資産または資産グループについては、いずれも将来キャッシュ・フローが見込めないため、使用価値はゼロと評価しております。のれん及び無形固定資産については、将来キャッシュ・フローを12.8%で割引いて使用価値を評価した結果、使用価値をゼロと評価しております。

## 6.連結株主資本等変動計算書に関する注記

### (1)発行済株式の総数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|-------|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 普通株式  | 13,232,897株   | 一株           | 一株           | 13,232,897株  |

### (2)自己株式の数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|-------|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 普通株式  | 4,442,500株    | 79株          | 25,700株      | 4,416,879株   |

(注) 普通株式の自己株式の増加79株は、単元未満株式の買取による増加79株であります。また、普通株式の自己株式の減少25,700株は、ストックオプションの行使による減少19,200株、譲渡制限付株式の付与による減少6,500株であります。



### (3) 剰余金の配当に関する事項

#### ① 配当金支払額

| 決議                  | 株式の種類 | 配当金の総額 | 1株当たり配当額 | 基準日        | 効力発生日      |
|---------------------|-------|--------|----------|------------|------------|
| 2021年5月28日<br>取締役会  | 普通株式  | 131百万円 | 15円00銭   | 2021年3月31日 | 2021年6月2日  |
| 2021年10月29日<br>取締役会 | 普通株式  | 198百万円 | 22円50銭   | 2021年9月30日 | 2021年12月1日 |

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

| 決議予定               | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額 | 1株当たり配当額 | 基準日        | 効力発生日     |
|--------------------|-------|-------|--------|----------|------------|-----------|
| 2022年5月31日<br>取締役会 | 普通株式  | 利益剰余金 | 220百万円 | 25円00銭   | 2022年3月31日 | 2022年6月6日 |

## 7. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、一時的な余資を含めた資金運用については短期的な預金等の安全性の高い金融資産に限定しております。また、デリバティブについては後述のリスクを回避するために利用し、投機的な取引は行っていません。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建の営業債権は為替の変動リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日になります。また、その一部については外貨建であるため為替の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、外貨建の債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引であります。

#### ③ 金融商品のリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金については、営業管理部門により当社グループの与信管理規定に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況について年1回以上確認を行う体制としております。また、外貨建の営業債権債務について、当社及び一部の連結子会社は為替の変動リスクに対して、当社グループの規定に基づき、先物為替予約によるヘッジを行っております。

投資有価証券については、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に保有状況の妥当性について確認を行っております。

デリバティブ取引については、当社グループの規定に基づき行っております。また、デリバティブ取引の利用にあたっては、信用リスクを避けるために格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

#### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。



(2)金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。（（注2）をご参照下さい。）また、「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」、「買掛金」及び「未払金」については、現金であること、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(単位:百万円)

|          | 連結貸借<br>対照表計上額 | 時 価   | 差 額 |
|----------|----------------|-------|-----|
| 投資有価証券   | 1,535          | 1,535 | －   |
| デリバティブ取引 | －              | －     | －   |

(注1) 投資有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

投資有価証券

投資有価証券の時価については、株式は取引所の価格によっております。

投資有価証券の当連結会計年度中の売却額は799百万円であり、売却益の合計額は667百万円であります。

なお、投資有価証券に関する取得原価と連結貸借対照表計上額との差額は以下のとおりです。

(単位:百万円)

|                            | 種類  | 取得原価  | 連結貸借対照表<br>計上額 | 差 額 |
|----------------------------|-----|-------|----------------|-----|
| 連結貸借対照表計上額が取得原価<br>を超えるもの  | 株式  | 185   | 237            | 52  |
| 連結貸借対照表計上額が取得原価<br>を超えないもの | 株式  | 58    | 53             | △4  |
|                            | 社債等 | 1,342 | 1,243          | △98 |
| 合 計                        |     | 1,586 | 1,535          | △50 |

デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されるもの

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額等は以下のとおりです。

| ヘッジ会計の方法   | デリバティブ取引の種類等    | 主なヘッジ対象 | 契約額等      | 時 価 |
|------------|-----------------|---------|-----------|-----|
| 為替予約等の振当処理 | 為替予約取引売建<br>米ドル | 売掛金     | 1,477千米ドル | ※   |
|            | 為替予約取引買建<br>日本円 | 買掛金     | 312百万円    | ※   |

※為替予約の振当処理についてはヘッジ対象とされている売掛金及び買掛金と一体として処理されているため、その時価は売掛金及び買掛金の時価に含めて記載しております。

(注2) 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位:百万円)

| 区 分   | 連結貸借対照表計上額 |
|-------|------------|
| 非上場株式 | 464        |

### (3)金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産

(単位:百万円)

| 区 分    | 時 価  |      |       |       |
|--------|------|------|-------|-------|
|        | レベル1 | レベル2 | レベル3  | 合 計   |
| 投資有価証券 | 291  | —    | 1,243 | 1,535 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時

価をレベル1の時価に分類しております。

一方で、当社が保有している社債等の公正価値は、合理的に見積もった将来キャッシュ・フローを適切な割引率で割り引いた現在価値等により算定しており、レベル3の時価に分類しております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引」をご参照下さい。

## 8.収益認識に関する注記

(1)顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

|                              | 報告セグメント             |                    |                                |                                 |        |
|------------------------------|---------------------|--------------------|--------------------------------|---------------------------------|--------|
|                              | Semiconductor<br>事業 | Life Science<br>事業 | Digital<br>Communication<br>事業 | Energy Saving<br>Solution<br>事業 | 計      |
| 〇A・情報通信・音響映像機器、計器、住宅機器、自動車機器 | —                   | —                  | —                              | 10,968                          | 10,968 |
| 各種ICテスト用ソケット、バーインソケット        | 15,911              | —                  | —                              | —                               | 15,911 |
| 光通信デバイス                      | —                   | —                  | 1,325                          | —                               | 1,325  |
| LED用拡散レンズ                    | —                   | —                  | 2,212                          | —                               | 2,212  |
| ライフサイエンス関連製品                 | —                   | 2,475              | —                              | —                               | 2,475  |
| 顧客との契約から生じる収益                | 15,911              | 2,475              | 3,538                          | 10,968                          | 32,894 |
| その他の収益                       | —                   | —                  | —                              | —                               | —      |
| 外部顧客への売上高                    | 15,911              | 2,475              | 3,538                          | 10,968                          | 32,894 |

(2)顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との収益を理解するための基礎となる情報は、「1.連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (3)会計方針に関する事項 (4)収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

## 9.1株当たり情報に関する注記

(1)1株当たり純資産額 4,647円02銭

(2)1株当たり当期純利益 287円10銭

## 10.企業結合等に関する注記

(連結子会社の吸収合併)

当社は、2021年9月1日を効力発生日として、当社の完全子会社でありました株式会社エンプラス ディスプレイ デバイスを消滅会社とする吸収合併を実施しました。

### (1)取引の概要

#### ①結合当事企業の名称及び事業の内容

結合当事企業の名称

株式会社エンプラス ディスプレイ デバイス

事業の内容

エンジニアリングプラスチック及びその複合材料による各種精密部品及び製品の製造、加工ならびに販売

#### ②企業結合日

2021年9月1日

#### ③企業結合の法的形式

当社を吸収合併存続会社、株式会社エンプラス ディスプレイ デバイスを吸収合併消滅会社とする吸収合併

#### ④結合後企業の名称

株式会社エンプラス

#### ⑤その他取引の概要に関する事項

業務集約により経営の合理化と組織運営の効率化を図り、エンプラスグループの事業拡大を一層加速させること等を目的としております。

### (2)会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

## 11.重要な後発事象

該当事項はありません。

## 12.追加情報

当社子会社でありました株式会社エンプラス ディスプレイ デバイスは、SEOUL SEMICONDUCTOR CO., LTD. (大韓民国京畿道安山市) から、韓国の公正取引法上の不正取引行為または民法上の不法行為を理由として、損害の賠償を求める訴訟の提起を受けておりましたが、2018年10月25日、韓国ソウル中央地方法院において、SEOUL SEMICONDUCTOR CO., LTD.の請求を棄却する旨の判決の言い渡しがありました。当該判決を受け、同年11月16日付でSEOUL SEMICONDUCTOR CO., LTD.より、控訴の提起を受けました。2019年8月22日、韓国ソウル高等法院において、SEOUL SEMICONDUCTOR CO., LTD.の控訴請求を棄却する旨の判決の言い渡しがありました。以上の結果、一審・二審ともSEOUL SEMICONDUCTOR CO., LTD.の請求は棄却されました。当該判決を受け、同年9月11日にSEOUL SEMICONDUCTOR CO., LTD.より、上告の提起を受けました。同年11月以降、双方ともに書面を韓国の大法院に提出しており、大法院において審理継続中であります。なお、当社株式会社エンプラスが2021年9月1日を効力発生日として、株式会社エンプラス ディスプレイ デバイスを吸収合併したことに伴い、上記訴訟を株式会社エンプラスが承継しております。

# 監査報告

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2022年5月20日

株式会社エンプラス  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

|                    |       |    |    |
|--------------------|-------|----|----|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 芳賀 | 保彦 |
|--------------------|-------|----|----|

|                    |       |    |    |
|--------------------|-------|----|----|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 大橋 | 武尚 |
|--------------------|-------|----|----|

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エンプラスの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エンプラス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



# 計算書類

## 貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科目              | 金額            |
|-----------------|---------------|
| <b>(資産の部)</b>   |               |
| <b>流動資産</b>     | <b>9,014</b>  |
| 現金及び預金          | 5,127         |
| 受取手形            | 235           |
| 売掛金             | 1,709         |
| 製品              | 182           |
| 仕掛品             | 289           |
| 材料及び貯蔵品         | 239           |
| 前払費用            | 103           |
| 未収入金            | 1,112         |
| その他             | 14            |
| <b>固定資産</b>     | <b>20,776</b> |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>9,580</b>  |
| 建物              | 1,722         |
| 構築物             | 16            |
| 機械及び装置          | 728           |
| 車輛運搬具           | 7             |
| 工具、器具及び備品       | 274           |
| 土地              | 6,330         |
| 建設仮勘定           | 501           |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>222</b>    |
| ソフトウェア          | 140           |
| その他             | 81            |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>10,972</b> |
| 投資有価証券          | 296           |
| 関係会社株式          | 9,689         |
| 関係会社出資金         | 262           |
| 前払年金費用          | 465           |
| 繰延税金資産          | 171           |
| その他             | 107           |
| 貸倒引当金           | △21           |
| <b>資産合計</b>     | <b>29,790</b> |

| 科目              | 金額             |
|-----------------|----------------|
| <b>(負債の部)</b>   |                |
| <b>流動負債</b>     | <b>1,366</b>   |
| 買掛金             | 404            |
| 未払金             | 175            |
| 未払費用            | 150            |
| 未払法人税等          | 165            |
| 契約負債            | 5              |
| 預り金             | 29             |
| 賞与引当金           | 256            |
| 役員賞与引当金         | 46             |
| その他             | 132            |
| <b>固定負債</b>     | <b>18</b>      |
| その他             | 18             |
| <b>負債合計</b>     | <b>1,384</b>   |
| <b>(純資産の部)</b>  |                |
| <b>株主資本</b>     | <b>28,359</b>  |
| 資本金             | 8,080          |
| 資本剰余金           | 2,030          |
| 資本準備金           | 2,020          |
| その他資本剰余金        | 10             |
| <b>利益剰余金</b>    | <b>34,145</b>  |
| その他利益剰余金        | 34,145         |
| 繰越利益剰余金         | 34,145         |
| <b>自己株式</b>     | <b>△15,897</b> |
| 評価・換算差額等        | 46             |
| その他有価証券評価差額金    | 46             |
| <b>純資産合計</b>    | <b>28,405</b>  |
| <b>負債・純資産合計</b> | <b>29,790</b>  |

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

監査報告

計算書類

監査報告

# 損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科目           | 金額    |
|--------------|-------|
| 売上高          | 6,807 |
| 売上原価         | 4,415 |
| 売上総利益        | 2,392 |
| 販売費及び一般管理費   | 4,273 |
| 営業損失         | 1,880 |
| 営業外収益        |       |
| 受取利息         | 0     |
| 受取配当金        | 1,118 |
| 為替差益         | 115   |
| 固定資産賃貸料      | 85    |
| 技術指導料        | 1,805 |
| 経営指導料        | 662   |
| 雑収入          | 78    |
| 営業外費用        |       |
| 固定資産賃貸費用     | 27    |
| 貯蔵品処分損       | 5     |
| その他          | 6     |
| 経常利益         | 1,945 |
| 特別利益         |       |
| 固定資産売却益      | 1     |
| 投資有価証券売却益    | 667   |
| 抱き合わせ株式消滅差益  | 1,512 |
| 新株予約権戻入益     | 190   |
| 特別損失         |       |
| 事業再構築費用      | 23    |
| その他          | 3     |
| 税引前当期純利益     | 4,289 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 300   |
| 法人税等調整額      | △44   |
| 当期純利益        | 4,033 |

## 株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                         | 株 主 資 本 |           |                 |             |       |                 |               |           |       |         |        |       |       |
|-------------------------|---------|-----------|-----------------|-------------|-------|-----------------|---------------|-----------|-------|---------|--------|-------|-------|
|                         | 資本金     | 資 本 剰 余 金 |                 |             |       | 利 益 剰 余 金       |               |           |       | 自 株     | 已 式    | 株 資 合 | 主 本 計 |
|                         |         | 資 準 備 金   | そ の 他 本 金 剰 余 金 | 資 剰 余 金 合 計 | 本 金 計 | そ の 他 特 價 準 備 金 | 利 益 剰 余 金 合 計 | 繰 上 剰 余 金 | 越 益 金 |         |        |       |       |
| 2021年4月1日残高             | 8,080   | 2,020     | -               | 2,020       | 25    | 30,415          | 30,440        |           |       | △15,989 | 24,551 |       |       |
| 会計方針の変更による累積的影響額        |         |           |                 |             |       | 1               | 1             |           |       |         | 1      |       |       |
| 会計方針の変更を反映した期首残高        | 8,080   | 2,020     | -               | 2,020       | 25    | 30,416          | 30,442        |           |       | △15,989 | 24,553 |       |       |
| 事業年度中の変動額               |         |           |                 |             |       |                 |               |           |       |         |        |       |       |
| 特別償却準備金の取崩              |         |           |                 |             | △25   | 25              | -             |           |       |         | -      |       |       |
| 剰余金の配当                  |         |           |                 |             |       | △330            | △330          |           |       |         | △330   |       |       |
| 当期純利益                   |         |           |                 |             |       | 4,033           | 4,033         |           |       |         | 4,033  |       |       |
| 自己株式の取得                 |         |           |                 |             |       |                 |               |           | △0    |         | △0     |       |       |
| 譲渡制限付株式報酬               |         |           | 1               | 1           |       |                 |               |           |       | 23      | 24     |       |       |
| 自己株式の処分                 |         |           | 9               | 9           |       |                 |               |           |       | 69      | 78     |       |       |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) |         |           |                 |             |       |                 |               |           |       |         |        |       |       |
| 事業年度中の変動額合計             | -       | -         | 10              | 10          | △25   | 3,729           | 3,703         |           |       | 92      | 3,806  |       |       |
| 2022年3月31日残高            | 8,080   | 2,020     | 10              | 2,030       | -     | 34,145          | 34,145        |           |       | △15,897 | 28,359 |       |       |

|                         | 評 価 ・ 換 算 差 額 等       |                   | 新 株 予 約 権 | 純 資 産 合 計 |
|-------------------------|-----------------------|-------------------|-----------|-----------|
|                         | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 計 |           |           |
| 2021年4月1日残高             | 590                   | 590               | 207       | 25,349    |
| 会計方針の変更による累積的影響額        |                       |                   |           | 1         |
| 会計方針の変更を反映した期首残高        | 590                   | 590               | 207       | 25,350    |
| 事業年度中の変動額               |                       |                   |           |           |
| 特別償却準備金の取崩              |                       |                   |           | -         |
| 剰余金の配当                  |                       |                   |           | △330      |
| 当期純利益                   |                       |                   |           | 4,033     |
| 自己株式の取得                 |                       |                   |           | △0        |
| 譲渡制限付株式報酬               |                       |                   |           | 24        |
| 自己株式の処分                 |                       |                   |           | 78        |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) | △543                  | △543              | △207      | △750      |
| 事業年度中の変動額合計             | △543                  | △543              | △207      | 3,055     |
| 2022年3月31日残高            | 46                    | 46                | -         | 28,405    |

## 個 別 注 記 表

### 1.重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1)有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等

以外のもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

#### (2)棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

製品・仕掛品

成形品……………総平均法による原価法

金 型……………個別法による原価法

原材料及び貯蔵品

樹脂材料……………移動平均法による原価法

そ の 他……………移動平均法による原価法

貯 蔵 品……………移動平均法による原価法

#### (3)固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……………定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 10年～50年

機械及び装置 3年～10年

工具、器具及び備品 2年～8年

無形固定資産……………定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

ソフトウェア 5年(社内における利用可能期間)

#### (4)引当金の計上基準

貸倒引当金……………売上債権、貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……………従業員に対する賞与の支払に備えるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

役員賞与引当金……………役員の賞与の支払に備えるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

## (5)収益及び費用の計上基準

当社はLife Science事業、Digital Communication事業、Energy Saving Solution事業の各製品の製造・販売を行っております。

当社では、主に完成した製品を顧客に供給することを履行義務としており、製品の販売については製品の引渡時または検収時において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、製品の引渡時または検収時点で収益を認識しております。

取引の対価は履行義務を充足してからおおむね3ヶ月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

## (6)外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。ただし、為替予約等の振当処理の対象となっている外貨建金銭債権債務については、当該為替予約等の円貨額に換算しております。

## (7)ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法……………為替予約取引は振当処理によっております。

|                       |            |              |
|-----------------------|------------|--------------|
| ヘッジ手段とヘッジ対象……………ヘッジ手段 | ……………ヘッジ手段 | ……………為替予約取引  |
| ……………ヘッジ対象            | ……………ヘッジ対象 | ……………外貨建売掛金  |
|                       |            | ……………外貨建未収入金 |
|                       |            | ……………外貨建買掛金  |

ヘッジ方針……………為替予約取引

将来予想される外貨建債権回収及び外貨建債務支払に係る為替変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行っており、投機的な取引は行っておりません。

ヘッジの有効性評価の方法……………為替予約取引

為替相場の変動によるキャッシュ・フローの変動を完全に相殺するものと想定されるため、有効性評価は省略しております。

## (8)連結納税制度の適用

(イ)連結納税制度を適用しております。

(ロ)連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

## 2.会計方針の変更に関する注記

### 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、製品の国内の販売において、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。また、有償支給取引において、従来は棚卸資産の消滅を認識しておりましたが、有償支給先に残存する支給品の期末棚卸高については、棚卸資産を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

また、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「その他」は当事業年度より「契約負債」及び「その他」に含めて表示しております。

この結果、当事業年度の売上高は90百万円、売上原価は29百万円増加し、営業利益、経常利益、税引前当期純利益は61百万円増加しております。また、繰越利益剰余金の当期首残高は1百万円増加しております。

### 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる、当事業年度に係る計算書類への影響はありません。

## 3.表示方法の変更に関する注記

### 損益計算書

前事業年度において区分掲記しておりました営業外費用の「自己株式取得費用」は金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度において営業外費用の「その他」に含めて表示しております。

## 4.会計上の見積りに関する注記

### 固定資産の減損

貸借対照表に計上した、Life Science事業のバイオ関連分野に関する有形・無形固定資産の金額

(単位:百万円)

|        | 貸借対照表計上額 |
|--------|----------|
| 有形固定資産 | 1,406    |
| 無形固定資産 | 39       |
| 計      | 1,446    |

上記以外は「連結計算書類 連結注記表 3.会計上の見積りに関する注記」に記載しているため、注記を省略しております。

**5.貸借対照表に関する注記**

- |                               |           |
|-------------------------------|-----------|
| (1)有形固定資産の減価償却累計額             | 10,388百万円 |
| 上記減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。 |           |
| (2)関係会社に対する金銭債権及び金銭債務         |           |
| 短期金銭債権                        | 1,121百万円  |
| 短期金銭債務                        | 68百万円     |

**6.損益計算書に関する注記**

- |              |          |
|--------------|----------|
| (1)関係会社との取引高 |          |
| 営業取引による取引高   |          |
| 売上高          | 1,378百万円 |
| 仕入高          | 471百万円   |
| 販売費及び一般管理費   | 396百万円   |
| 営業取引以外の取引高   | 3,664百万円 |

## (2)抱き合わせ株式消滅差益

当社は、2021年9月1日を効力発生日として、当社の完全子会社でありました株式会社エンプラス ディスプレイ デバイスを消滅会社とする吸収合併を実施しました。本合併に伴い、抱き合わせ株式消滅差益を計上しております。

## (3)事業再構築費用

当事業年度において、事業撤退に伴う費用を計上しております。

**7.株主資本等変動計算書に関する注記**

- |                  |            |
|------------------|------------|
| 当事業年度末における自己株式の数 |            |
| 普通株式             | 4,416,879株 |



## 8.税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

|          |                  |                 |
|----------|------------------|-----------------|
| 繰延税金資産   | 非適格現物出資に伴う時価評価差額 | 274百万円          |
|          | 繰越欠損金            | 38百万円           |
|          | 賞与引当金            | 80百万円           |
|          | 未収入金             | 33百万円           |
|          | 棚卸資産評価損          | 35百万円           |
|          | 研究金型仕掛原価         | 53百万円           |
|          | 未払固定資産税          | 6百万円            |
|          | 未払事業税            | 24百万円           |
|          | 固定資産減損損失         | 6百万円            |
|          | 投資有価証券評価損        | 358百万円          |
|          | 投資有価証券           | 4百万円            |
|          | 繰越外国税額控除         | 67百万円           |
|          | 減価償却超過額          | 45百万円           |
|          | 貸倒引当金            | 6百万円            |
|          | その他              | 65百万円           |
|          | 繰延税金資産小計         | <u>1,102百万円</u> |
|          | 評価性引当額           | <u>△786百万円</u>  |
| 繰延税金資産合計 | <u>315百万円</u>    |                 |
| 繰延税金負債   | その他有価証券評価差額金     | △1百万円           |
|          | 前払年金費用           | △141百万円         |
|          | その他              | △0百万円           |
|          | 繰延税金負債合計         | <u>△143百万円</u>  |
|          | 繰延税金資産純額         | <u>171百万円</u>   |

## 9.退職給付に関する注記

### (1)採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度を設けておりましたが、2018年4月1日付で退職一時金制度の大部分を確定拠出年金制度へ移行しております。また、当社は既退職の年金受給者を対象とした確定給付年金制度を設けております。

また、従業員の退職等に際して、退職給付会計に準拠した数理計算による退職給付債務の対象とされない割増退職金を支払う場合があります。

なお、当社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付債務及び退職給付費用を計算しております。

### (2)簡便法を適用した制度の、退職給付引当金(前払年金費用)の期首残高と期末残高の調整表

|                       |         |
|-----------------------|---------|
| 退職給付債務及び年金資産の期首残高(純額) | △464百万円 |
| 退職給付費用                | △1百万円   |
| 退職給付の支払額              | -百万円    |
| 退職給付債務及び年金資産期末残高(純額)  | △465百万円 |

### (3)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

|                     |         |
|---------------------|---------|
| 積立型制度の退職給付債務        | 55百万円   |
| 年金資産                | △521百万円 |
| 未積立退職給付債務           | △465百万円 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | △465百万円 |
| 退職給付引当金             | -百万円    |
| 前払年金費用              | △465百万円 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | △465百万円 |

### (4)退職給付費用

|                |       |
|----------------|-------|
| 簡便法で計算した退職給付費用 | △1百万円 |
|----------------|-------|

### (5)確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、111百万円であります。

## 10.関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

| 種類  | 会社等の名称<br>または氏名                            | 事業の内容<br>または職業                                                          | 議決権等の所有<br>(被所有)割合 | 関連当事者<br>との関係       | 取引の内容 | 取引金額<br>(百万円) | 科目     | 期末残高<br>(百万円) |
|-----|--------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|--------------------|---------------------|-------|---------------|--------|---------------|
| 子会社 | ENPLAS HI-TECH(SINGAPORE) PTE. LTD.        | Digital Communication事業及びEnergy Saving Solution事業製品の販売ならびに情報収集及びマーケティング | (所有)<br>直接100%     | 役員の兼任<br>当社製品の販売    | 受取配当金 | 650           | —      | —             |
| 子会社 | ENPLAS SEMICONDUCTOR PERIPHERALS PTE. LTD. | Semiconductor事業の製造・販売、情報収集及びマーケティング                                     | (所有)<br>直接100%     | 役員の兼任<br>当社製品の販売    | 技術指導料 | 1,267         | 未収入金   | 409           |
| 子会社 | ENPLAS AMERICA, INC.                       | Life Science事業及びEnergy Saving Solution事業製品の開発、情報収集及びマーケティング             | (所有)<br>直接100%     | 役員の兼任<br>米国における持株会社 | 増資の引受 | 521           | 関係会社株式 | 7,973         |

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 技術指導料は、各社の売上額を基礎とした一定の基準に基づき決定しております。

(2) 受取配当金は、剰余金の分配可能額を基礎とした一定の基準に基づき決定しております。

(3) 増資の引受は、同社が行った増資を全額引き受けたものであります。

## 11.収益認識に関する注記

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1.重要な会計方針に係る事項に関する注記 (5)収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

## 12.1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 3,222円09銭  
(2) 1株当たり当期純利益 458円01銭

## 13.企業結合等に関する注記

連結注記表「企業結合等に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

なお、本合併に伴い、抱き合わせ株式消滅差益1,512百万円を特別利益に計上しております。

## 14.重要な後発事象

該当事項はありません。

## 15.追加情報

連結注記表「追加情報」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

# 監査報告

## 会計監査人の監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2022年5月20日

株式会社エンプラス  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

|                    |       |    |    |
|--------------------|-------|----|----|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 芳賀 | 保彦 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 大橋 | 武尚 |

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エンプラスの2021年4月1日から2022年3月31日までの第61期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

監査報告

計算書類

監査報告

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第61期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。



## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以上

2022年5月31日

株式会社エンプラス 監査等委員会

監査等委員 井植 敏雅 (印)

監査等委員 久田 眞佐男 (印)

監査等委員 天羽 稔 (印)

監査等委員 當間 和幸 (印)

(注) 監査等委員井植敏雅、久田眞佐男及び天羽稔は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

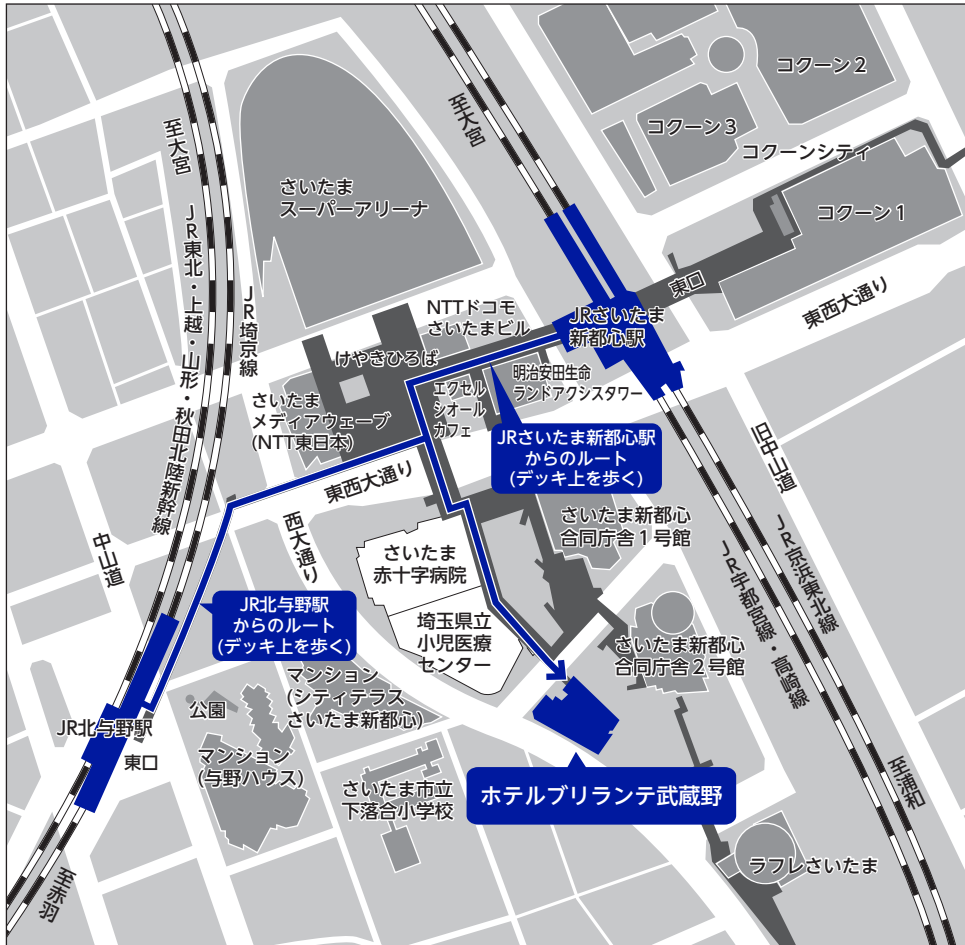


# 第61回定時株主総会会場 ご案内図

**会場** ホテルブリランテ武蔵野 2階 エメラルド

埼玉県さいたま市中央区新都心2番地2  
電話 (048) 601-5555 (代)

**交通** JR宇都宮線・高崎線、JR京浜東北線 さいたま新都心駅 下車 徒歩約5分  
JR埼京線 北与野駅 下車 徒歩約7分



- ・新型コロナウイルス感染症の感染が広がっております。本株主総会会場におきましては、係員のマスク着用やアルコール消毒液の設置など、感染予防措置を講じてまいります。
- ・本株主総会にご出席される株主さまは、開催日当日の状況やご自身の体調をお確かめのうえ、ご来場賜りますようお願い申し上げます。
- ・一昨々年から、株主総会にご出席の株主さまへのお土産を取り止めさせていただいております。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、予定していた会場を使用できない可能性が高くなった場合は、あらためてご案内を当社ウェブサイト（3ページをご参照ください）に掲載させていただきます。